

大洲市公共施設等総合管理計画
パブリックコメント用素案

平成28年12月

大洲市

目 次

1 概要	1
(1) 策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 対象施設	2
(4) 計画期間	4
2 公共施設等の現状と将来の見通し	5
(1) 公共建築物の現状	5
(2) インフラの現状	11
(3) 人口動向	14
(4) 財政状況	18
3 将来更新費用の見通し	20
(1) 公共建築物の将来更新費用	20
(2) インフラの将来更新費用	22
(3) 公共施設等の将来更新費用	24
(4) 将来更新費用の不足額	25
(5) 公共施設等の課題	26
4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	28
(1) 基本方針	28
(2) 数値目標	32
(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	35
(1) 公共建築物	35
(2) インフラ	40

6 計画の推進方法.....	42
(1) 全庁的な取組体制の構築.....	42
(2) 人材育成.....	42
(3) 計画的な予算確保.....	42
(4) 施設情報の効率的な管理.....	42
(5) 市民との情報共有・合意形成.....	42
(6) 計画の進捗管理と見直し（フォローアップ）.....	43
7 参考資料.....	44
(1) 将来更新費用の試算条件.....	44
(2) 用語の解説.....	46

1 概要

(1) 策定の目的

全国の多くの自治体では、高度経済成長期に集中的に公共施設等の整備が進められました。本市においても、保有している公共施設等の老朽化が進んでおり、一斉に更新時期を迎えようとしています。また、人口減少や少子高齢化の進行による利用者の減少や利用ニーズの変化、市町村合併に伴う旧自治体間の機能の重複やサービス水準の差も発生しており、限られた財源の中でどのように公共施設等の更新を進めていくかが大きな課題となっています。

本市では、平成 28 年 1 月に、今後の財政状況や市民ニーズに見合った効率的かつ質の高い公共施設等のあり方を検討するための基礎資料として、公共施設等の現状と課題を整理した「大洲市公共施設等白書（以下、「白書」という。）」を作成しました。

大洲市公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）は、白書で整理した現状や将来の見通し、今後の課題を踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する基本的な方向性を定めることを目的とします。

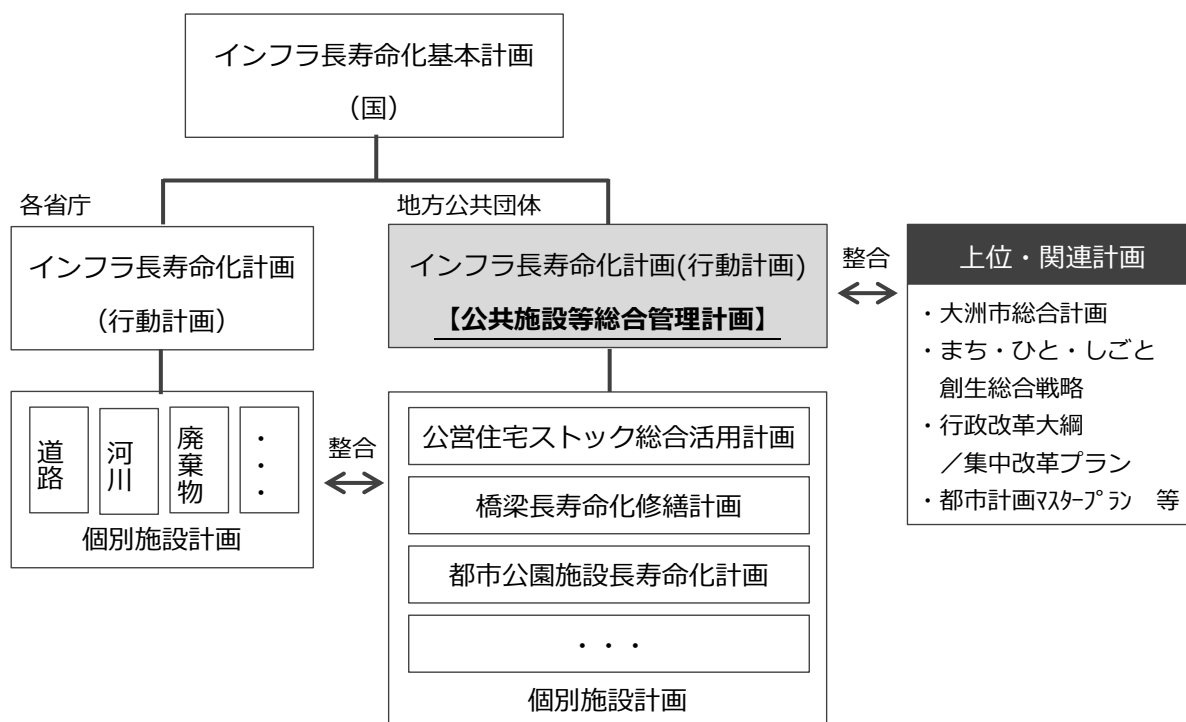
(2) 計画の位置付け

本計画は、総務省から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号）を受け、本市の公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

なお、市の上位計画である「大洲市総合計画」とも連動した横断的な計画とします。

また、今後の具体的な行動計画については、本計画の基本的な方向性を継承しつつ、別途、施設類型別に個別施設計画を策定するものとします。

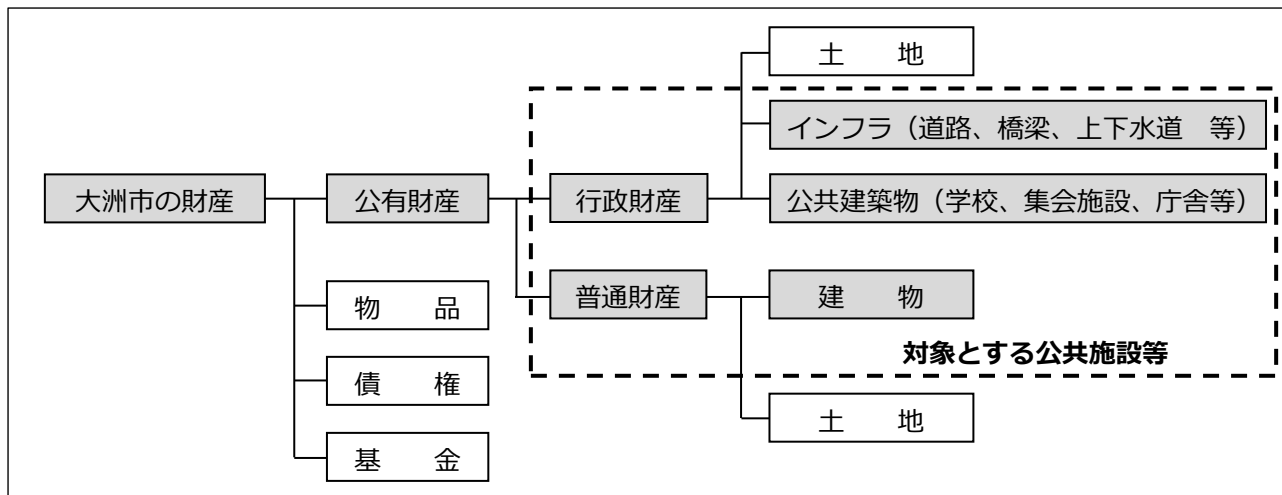
図 1-1 計画の位置付け



(3) 対象施設

本計画では、本市が保有している公有財産のうち、建物（以下、「公共建築物」という。）と、道路や橋梁等の土木構造物や上下水道等（以下、「インフラ」という。）を対象とします。

図 1-2 対象施設



※ 行政財産は、市において公用（庁舎のように市が直接使用する）又は公共用（図書館のように市民が共同利用する）に供し、または供することを決定した財産です。

※ 普通財産は、行政財産以外の公有財産です。

表 1-1 対象施設一覧

分類	施設分類 (大)	施設分類 (中)	施設数等	
公共建築物	行政系施設	庁舎	4 施設	
		消防施設	93 施設	
	市民文化・社会教育系施設	公民館	34 施設	
		隣保館	5 施設	
		集会施設	284 施設	
		図書館	4 施設	
		博物館	6 施設	
		文化ホール	2 施設	
	保健・福祉系施設	福祉施設	24 施設	
		保健施設	4 施設	
	子育て支援施設	保育所	17 施設	
		児童施設	3 施設	
		幼稚園	6 施設	
	医療施設	医療施設	7 施設	
	学校教育系施設	小学校	14 施設	
		中学校	9 施設	
		給食センター	2 施設	
	公営住宅	公営住宅	66 施設	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	23 施設	
		観光施設	23 施設	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	4 施設		
その他	斎場	4 施設		
	職員住宅	11 施設		
	その他	73 施設		
使用していない施設	使用していない施設	17 施設		
公共建築物		施設合計	739 施設	
インフラ	道路		1,882 路線 (総延長 1,681,306 m)	
	橋梁		505 橋 (総延長 6,606 m)	
	トンネル		3 本 (総延長 1,213 m)	
	公園	都市公園、緩衝緑地、 一般公園、その他公園	41 箇所 (146 ha)	
	上水道	水道事業	水道管	359 km
			取水施設	15 箇所
			配水施設	24 箇所
			簡易水道事業	14 事業
			飲料水供給施設	17 施設
	工業用水道	共同給水施設	25 施設	
			2 事業 (管路 9,721 m)	
	公共下水道	認可区域	196.5 ha	
		管路	42,046 m	
		浄化センター	2 箇所	
		雨水ポンプ場 マンホールポンプ	2 箇所 5 箇所	
	農業集落排水事業	整備済面積	24 ha	
	管路	7,996 m		
港湾	護岸	10 施設 (総延長 2,645 m)		
漁港		7 港		
農道		132 路線 (総延長 68,508 m)		
林道		86 路線 (総延長 151,427 m)		
ため池		112 箇所		
光ファイバーケーブル		(総延長 9,117 km)		

※ 平成 25 年度末時点

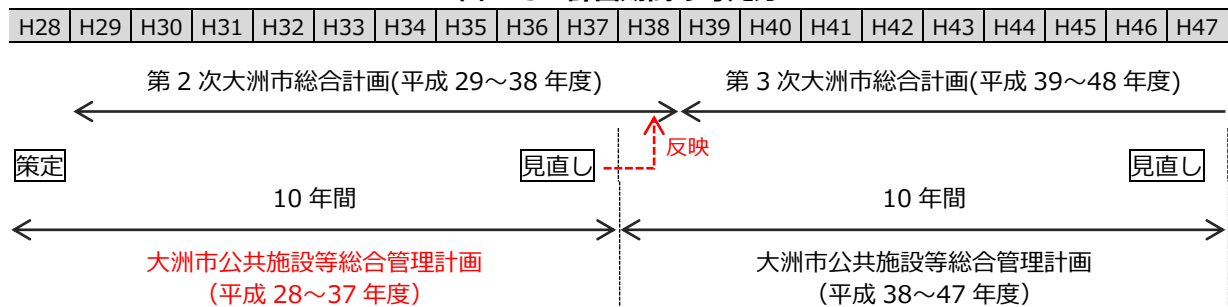
(4) 計画期間

本計画の計画期間は、大洲市総合計画との整合性を考慮して、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

なお、市の財政状況や制度変更など、計画を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

平成 28 年度(2016 年度) ～ 平成 37 年度(2025 年度) 【10 年間】

図 1-3 計画期間の考え方



2 公共施設等の現状と将来の見通し

(1) 公共建築物の現状

① 保有状況

本市の公共建築物の人口一人当たり延床面積は、全国平均の 2.2 倍であり、多くの公共建築物を保有しています。

本市では、平成 25 年度末現在、739 施設(390,022 ㎡)の公共建築物を保有しています。

延床面積でみると、学校教育系施設が 88,060 ㎡(22.6%)、市民文化・社会教育系施設が 62,020 ㎡(15.9%)、公営住宅が 59,311 ㎡(15.2%)と多くなっています。

また、本市の人口一人当たり延床面積は 8.31 ㎡/人であり、全国平均の約 2.2 倍、また、県内 20 市町平均や人口同規模 26 市町平均よりも多くの公共建築物を保有しています。

図 2-1 施設分類別の施設数

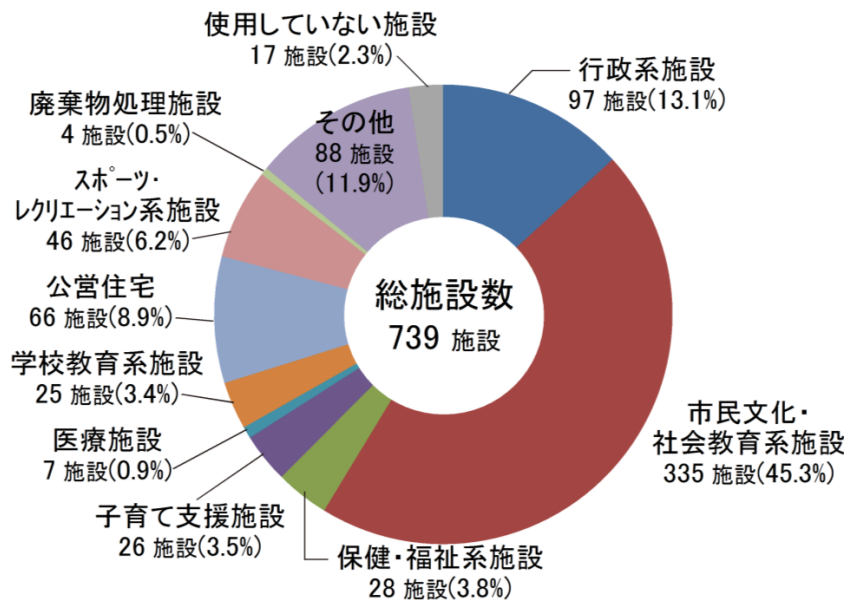


図 2-2 施設分類別の延床面積

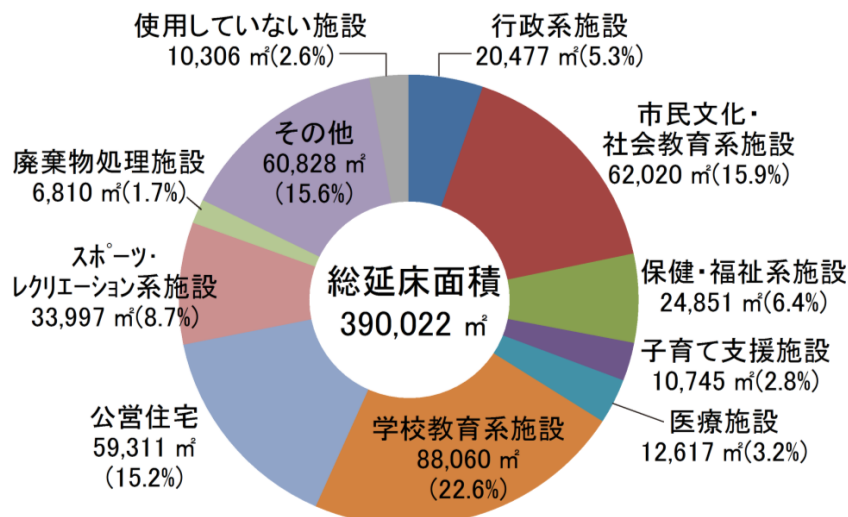
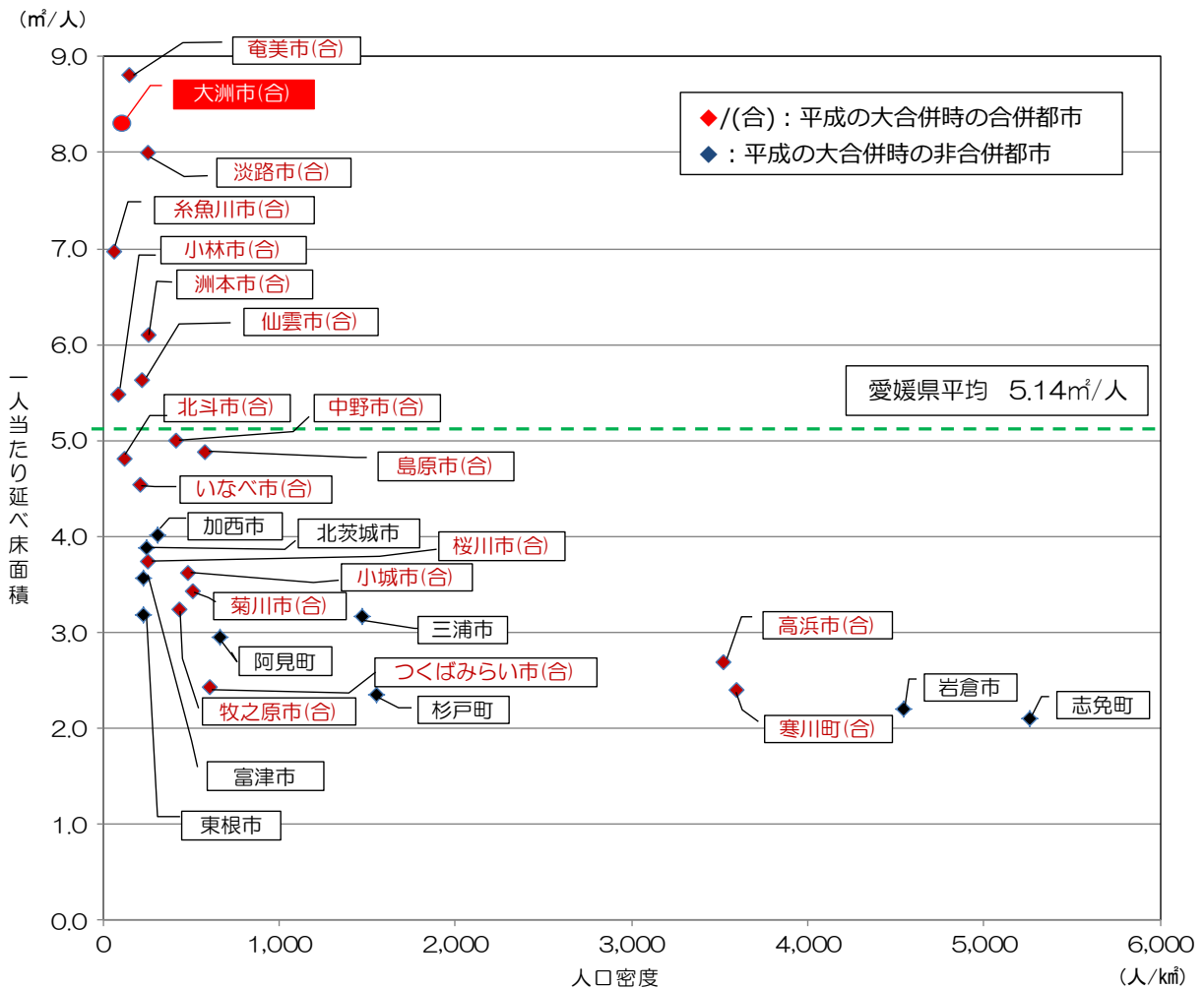


表 2-1 人口一人当たり延床面積の比較

	人口一人当たり 延床面積	備考
大洲市	8.31 m ² /人	平成 26 年度時点
全国平均	3.74 m ² /人	資料：公共施設状況調経年比較表 (平成 25 年度、総務省)
愛媛県 20 市町平均	5.14 m ² /人	
人口 4 万 6~8 千人 26 市町平均	4.34 m ² /人	

図 2-3 人口密度別の人口一人当たり延床面積 (人口 4 万 6~8 千人都市)



出典：公共施設状況調経年比較表 (平成 25 年度、総務省)

※ 大洲市の人口一人当たり延床面積は平成 26 年度時点

② 老朽化の状況

今後、公共建築物の老朽化が進行し、大規模改修や建替えが必要となる施設が急増します。

建築年別の延床面積をみると、昭和 40 年代後半から平成 15 年頃にかけて、公営住宅や学校教育施設が多く建設されてきたことがわかります。

また、老朽化状況をみると、平成 25 年度現在、建築後 30 年以上が経過した施設は延床面積比で 50.9%となっています。また、10 年後には、その割合は 73.3%まで上昇し、急速に老朽化が進むことが予想されます。

図 2-4 建築年別の延床面積

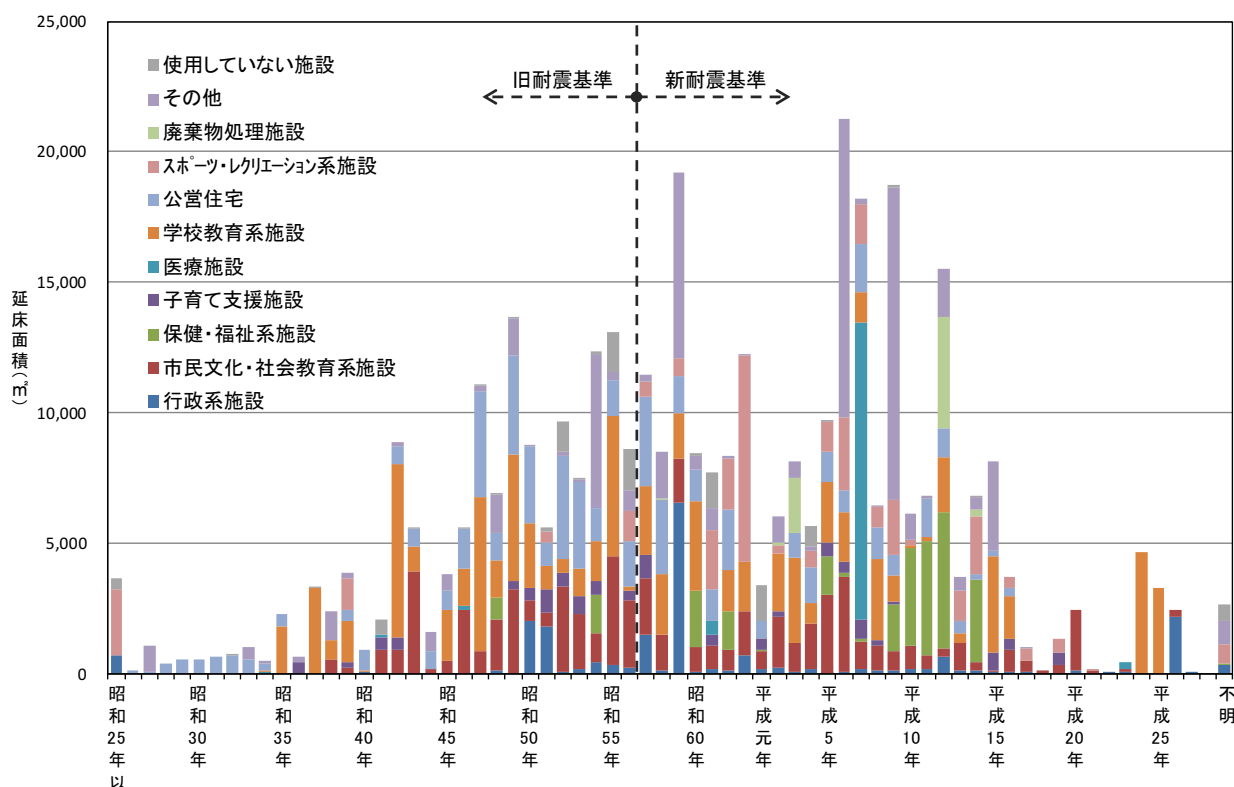
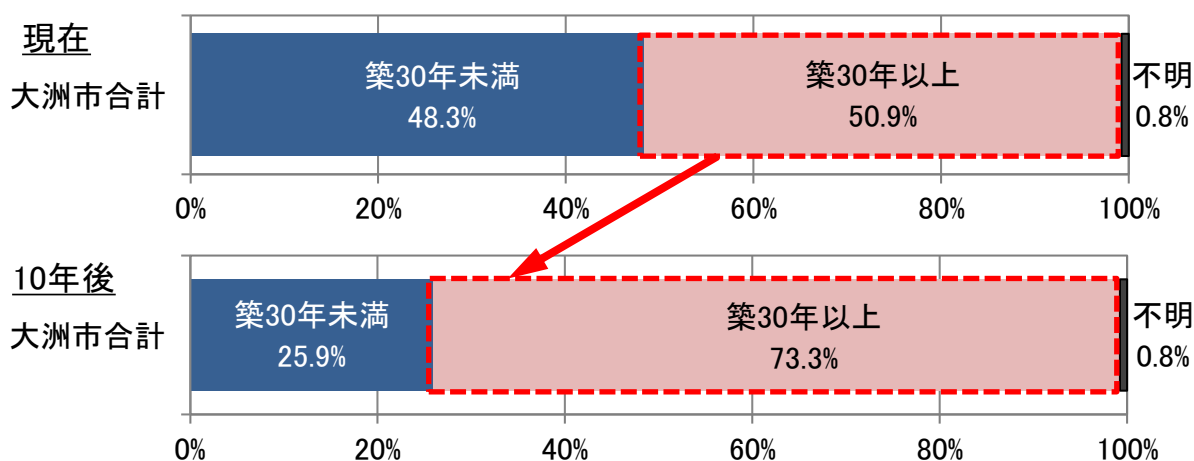


図 2-5 公共建築物の老朽化状況の変化（延床面積ベース）



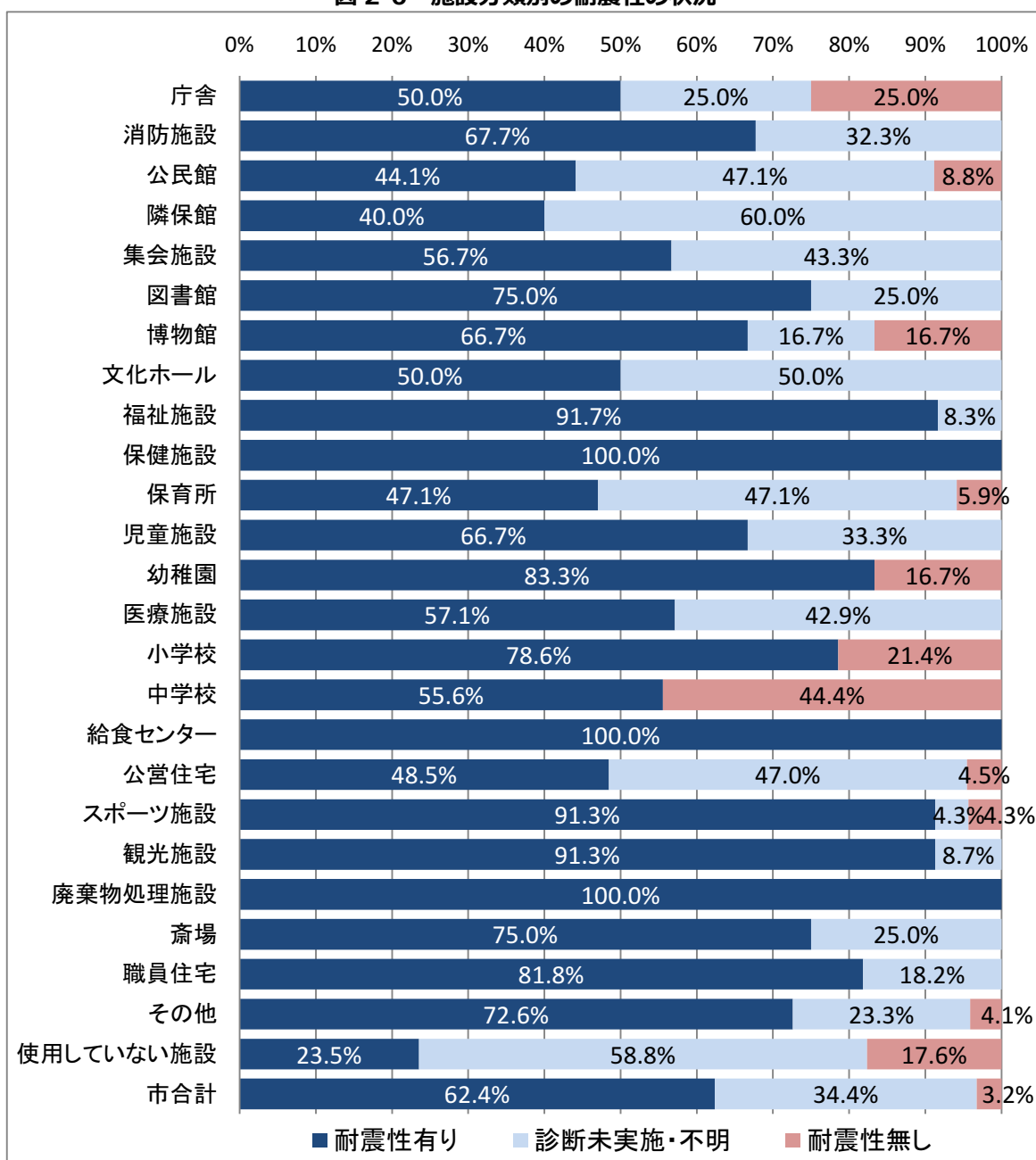
③ 耐震化の状況

一部の施設で耐震性に課題があり、防災性の向上が求められています。

公共建築物の耐震性については、市全体で 3.2%が「耐震性無し」となっています。

また、施設用途別にみると、庁舎で 25.0%、公民館で 8.8%、博物館で 16.7%、保育所で 5.9%、幼稚園で 16.7%、小学校で 21.4%、中学校で 44.4%、公営住宅で 4.5%、スポーツ施設で 4.3%が「耐震性無し」となっています。

図 2-6 施設分類別の耐震性の状況



※ 平成 25 年度末時点

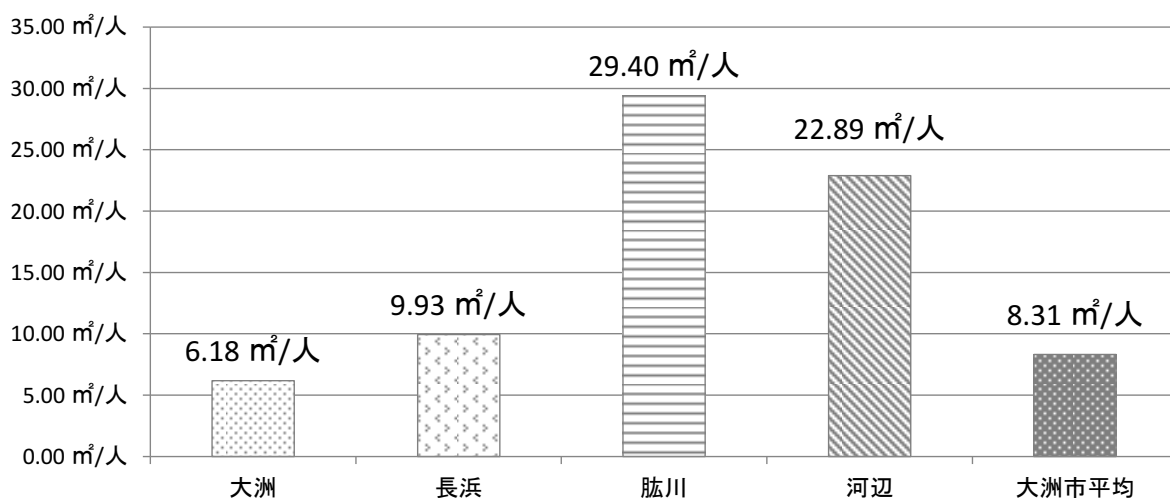
④ 地域別の施設配置状況

地域別の一人当たり延床面積で見ると、肱川地域と河辺地域は、大洲地域や長浜地域の2倍以上の面積となっています。

地域別の一人当たり延床面積をみると、肱川地域が 29.40 m²/人と最も多く、次いで河辺地域が 22.89 m²/人、長浜地域が 9.93 m²/人、大洲地域が 6.18 m²/人となっています。

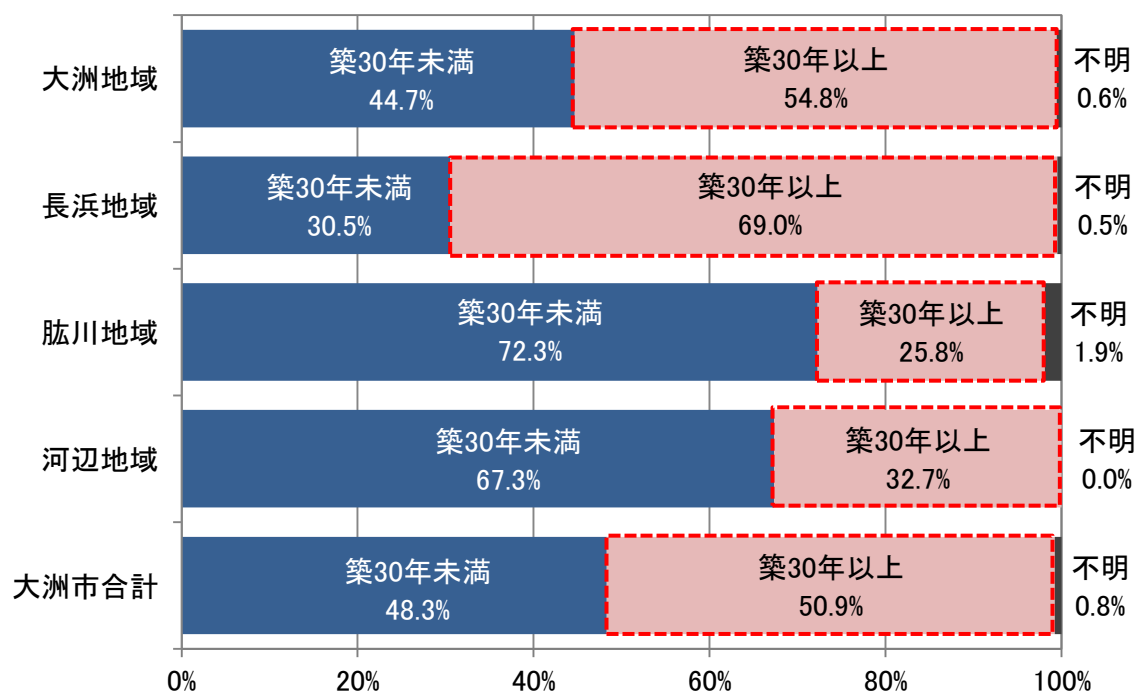
また、地域別の老朽化状況をみると、長浜地域では築 30 年以上の割合が 69.0%と最も多く、次いで大洲地域が 54.8%、河辺地域が 32.7%、肱川地域が 25.8%となっています。

図 2-7 地域別の公共建築物の一人当たり延床面積



出典：住民基本台帳人口（平成 26 年 1 月 1 日）

図 2-8 地域別の公共建築物の老朽化状況（延床面積ベース）



※ 建物が複数ある施設については、建築年が最も古い建物の建築年をその施設の建築年として集計

⑤ コスト状況

平成 25 年度には、公共建築物の維持管理に 30.4 億円、事業運営に 108.1 億円、指定管理に 1.0 億円、総額 139.5 億円が支出されています。

平成 25 年度の公共建築物のコスト状況は、施設に係る経費が 30.4 億円、事業運営に係る経費が 108.1 億円、指定管理料が 1.0 億円、総額 139.5 億円となっています。

施設用途別の合計金額をみると、医療施設が 44.6 億円と最も多く、次いで、庁舎が 22.6 億円、福祉施設が 14.9 億円、消防施設が 10.5 億円、小学校が 10.2 億円と多くなっています。

表 2-2 公共建築物のコスト状況

(千円)

施設分類		施設に係る 経費	事業運営に 係る経費	指定管理 委託料	合計
大分類	中分類				
行政系施設	庁舎	206,190	2,049,903	0	2,256,093
	消防施設	132,254	919,776	0	1,052,031
市民文化・ 社会教育系施設	公民館	61,345	217,677	0	279,022
	隣保館	7,713	50,214	0	57,927
	集会施設	31,183	39,266	0	70,449
	図書館	18,218	42,701	0	60,918
	博物館	8,422	49,339	22,000	79,761
	文化ホール	38,572	26,028	0	64,600
保健・福祉系施設	福祉施設	173,085	1,286,055	26,062	1,485,203
	保健施設	6,951	122,034	3,438	132,423
子育て支援施設	保育所	26,779	618,584	0	645,364
	児童施設	2,709	58,665	0	61,374
	幼稚園	7,335	78,974	0	86,309
医療施設		1,054,883	3,402,436	0	4,457,319
学校教育系施設	小学校	206,929	812,304	0	1,019,233
	中学校	360,001	428,716	0	788,717
	給食センター	2,353	225,739	0	228,092
公営住宅		61,179	2,731	0	63,910
スポーツ・レクリエーション系 施設	スポーツ施設	141,417	21,384	0	162,801
	観光施設	43,185	103,203	47,890	194,279
廃棄物処理施設		397,923	129,769	0	527,692
その他	斎場	31,692	9,381	0	41,073
	職員住宅	38	0	0	38
	その他	23,026	115,308	494	138,827
使用していない施設		453	0	0	453
合計		3,043,835	10,810,187	99,884	13,953,908

※ 大洲市公共施設等白書より（平成 25 年度実績値）

※ 施設に係る経費は、光熱水費、維持管理費、賃貸料、工事費(改修費)、公有財産・備品購入費などの合計

※ 事業運営に係る経費は、人件費、事業運営委託費、物件費などの合計

(2) インフラの現状

① 保有状況

道路（総延長 1,681km）や橋梁（総延長 6,606m）、水道事業（管路 359km）、公共下水道（管路 42km）等を中心に、多くのインフラを保有しています。

表 2-3 インフラの保有状況

施設分類		施設数等	備考
大分類	中分類		
道路		1,882 路線 (総延長 1,681,306 m)	一人当たり道路延長： 35.6m/人
橋梁		505 橋 (総延長 6,606 m)	コンクリート橋 467 橋、 鋼橋 37 橋、木橋 1 橋
トンネル		3 本 (総延長 1,213 m)	
公園	都市公園、緩衝緑地、 一般公園、その他公園	41 箇所 (146 ha)	一人当たり公園面積： 26.7 m ² /人
上水道	水道事業	水道管 359 km 取水施設 15 箇所 配水施設 24 箇所	給水人口：37,559 人 (H26.3.31 現在)
	簡易水道事業	14 事業 (管路 208,134 m)	給水人口：4,115 人 (H26.3.31 現在)
	飲料水供給施設	17 施設 (管路 39,071 m)	給水人口：692 人 (H26.3.31 現在)
	共同給水施設	25 施設 (管路 32,380 m)	給水人口：551 人 (H26.3.31 現在)
工業用水道		2 事業 (管路 9,721 m)	大洲事業、長浜事業
公共下水道		認可区域 196.5 ha 管路 42,046 m 浄化センター 2 箇所 雨水ポンプ場 2 箇所 マンホールポンプ 5 箇所	【肱南処理区】 水洗化率：89.2% 【肱北処理区】 水洗化率：39.0%
農業集落排水事業		整備済面積 24 ha 管路 7,996 m	【八多喜地区】 水洗化率：87.0%
港湾		護岸 10 施設 (総延長 2,645 m)	
漁港		7 港	
農道		132 路線 (総延長 68,508 m)	橋梁 7 橋
林道		86 路線 (総延長 151,427 m)	橋梁 1 橋
ため池		112 箇所 (総貯水量 303,100 m ³)	
光ファイバーケーブル		(総延長 9,117 km)	

※ 平成 25 年度末時点

② 老朽化の状況

今後、多くのインフラで老朽化が進行し、更新が必要となる施設が急増します。

橋梁、上水道、公共下水道、農業集落排水の老朽化状況をみると、橋梁では建設から40年以上の橋が40.5%、上水道では布設から40年以上の管路が24.3%、公共下水道では布設から20年以上40年未満の管路が47.1%、農業集落排水では布設から20年以上40年未満の管路が100%となっており、今後、多くのインフラで老朽化が進行し、更新が必要となる施設が急速に増加していきます。

図 2-9 橋梁の経過年数別の橋長

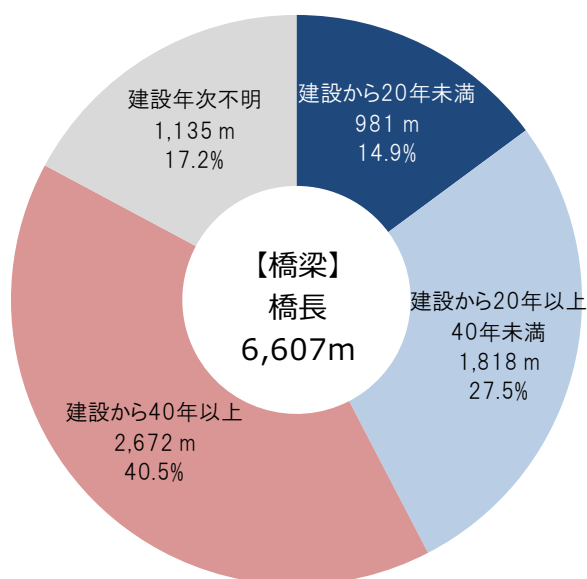


図 2-10 上水道の経過年数別の管路延長

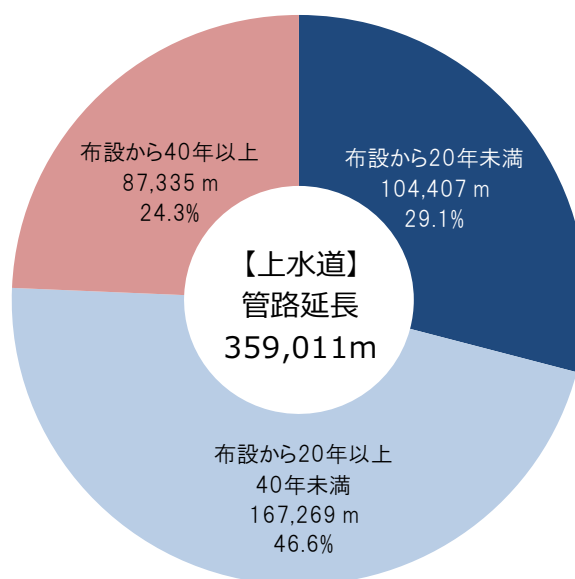


図 2-11 公共下水道の経過年数別の管路延長

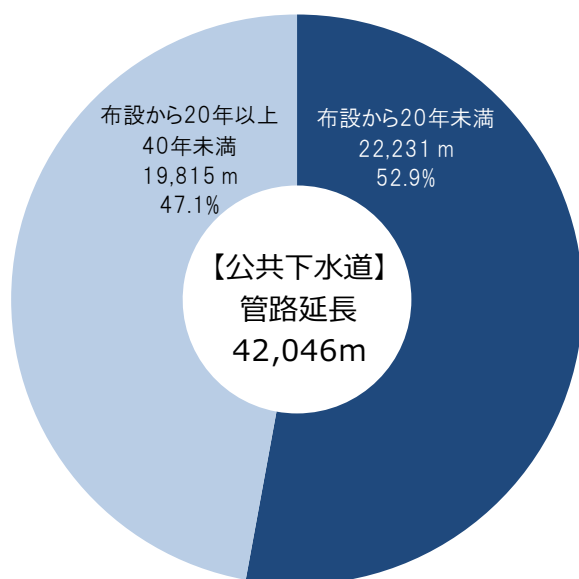
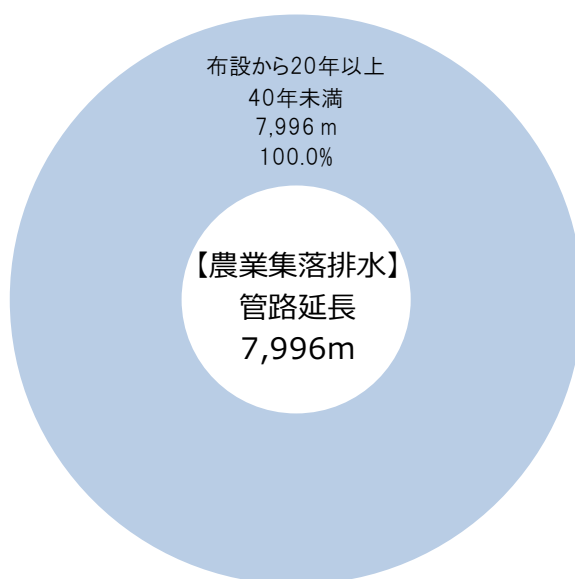


図 2-12 農業集落排水の経過年数別の管路延長



③ コスト状況

平成 25 年度には、インフラの維持管理に 14.1 億円、新設改良・更新に 8.7 億円、総額 22.8 億円が支出されています。

平成 25 年度のインフラのコスト状況は、維持管理に係る費用が 14.1 億円、新設改良・更新に係る費用が 8.7 億円、総額 22.8 億円となっています。

施設用途別の合計金額をみると、公共下水道が 6.7 億円と最も多く、次いで、道路が 6.1 億円、上水道が 2.9 億円、簡易水道・飲料水供給・共同給水が 2.7 億円、公園が 2.6 億円と多くなっています。

表 2-4 インフラのコスト状況

(千円)

施設分類	維持管理費	新設改良 ・更新費	合計
道路（橋梁を含む）	132,374	482,592	614,966
公園	209,786	47,859	257,645
上水道	289,561	0	289,561
簡易水道・ 飲料水供給・共同給水	200,387	65,783	266,170
工業用水道	3,320	0	3,320
公共下水道	523,855	144,718	668,573
農業集落排水事業	26,269	2,205	28,474
港湾	0	2,814	2,814
漁港	2,751	0	2,751
農道	1,557	0	1,557
林道	9,814	113,957	123,771
ため池	4,985	0	4,985
光ファイバーケーブル	5,290	13,001	18,291
合計	1,409,949	872,929	2,282,878

※ 大洲市公共施設等白書より（平成 25 年度実績値）

(3) 人口動向

① 国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

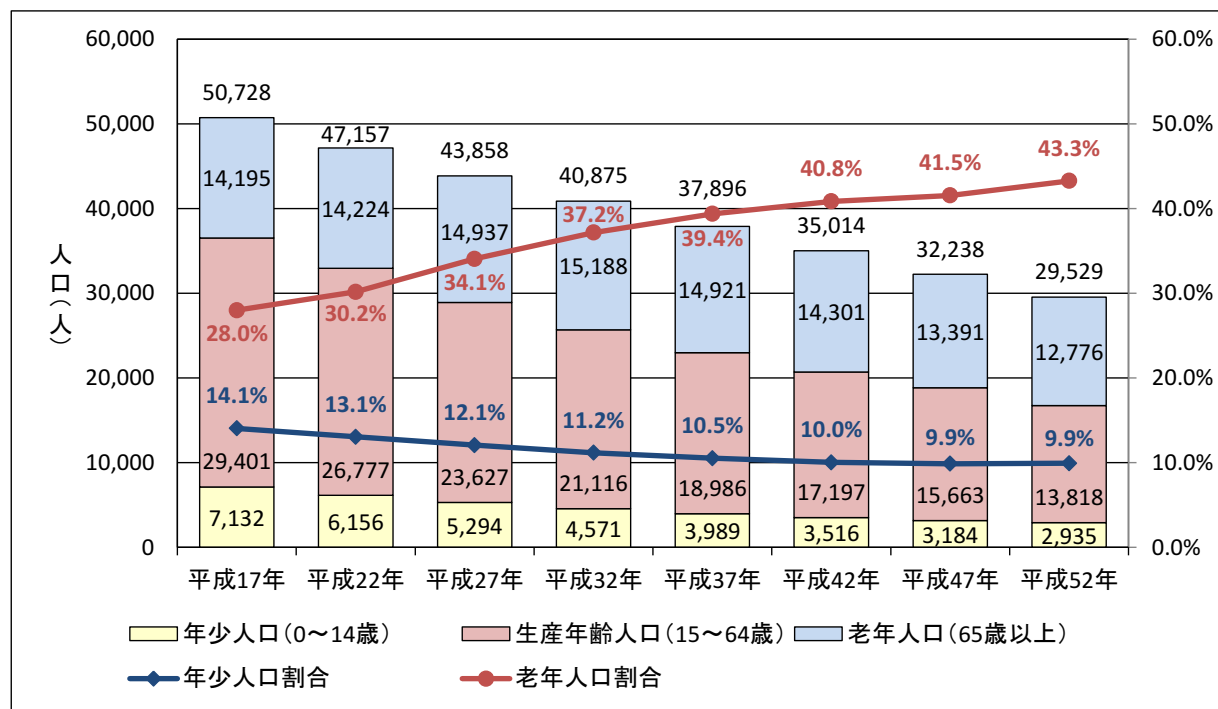
今後 20 年で 27%減少し、平成 47 年度(2035)には 32,238 人になると予測されています。

国勢調査による平成 22 年(2010)の本市の総人口は 47,157 人でしたが、その後減少が続き、平成 27 年(2015)国勢調査における総人口は 44,086 人となっており、今後も減少傾向が続くものと見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、本市の将来推計人口は、平成 47 年(2035)に市全体で 32,238 人まで減少すると推計されています。年少人口割合は 9.9%、老年人口割合(65 歳以上)は 41.5%であり、少子高齢化が進行していきます。

地域別にみると、平成 47 年(2035)に大洲地域が 25,960 人、長浜地域が 4,376 人、肱川地域が 1,538 人、河辺地域が 364 人まで減少すると推計されています。人口減少割合は 23.6%～52.2%であり、地域によって大きな差がみられます。

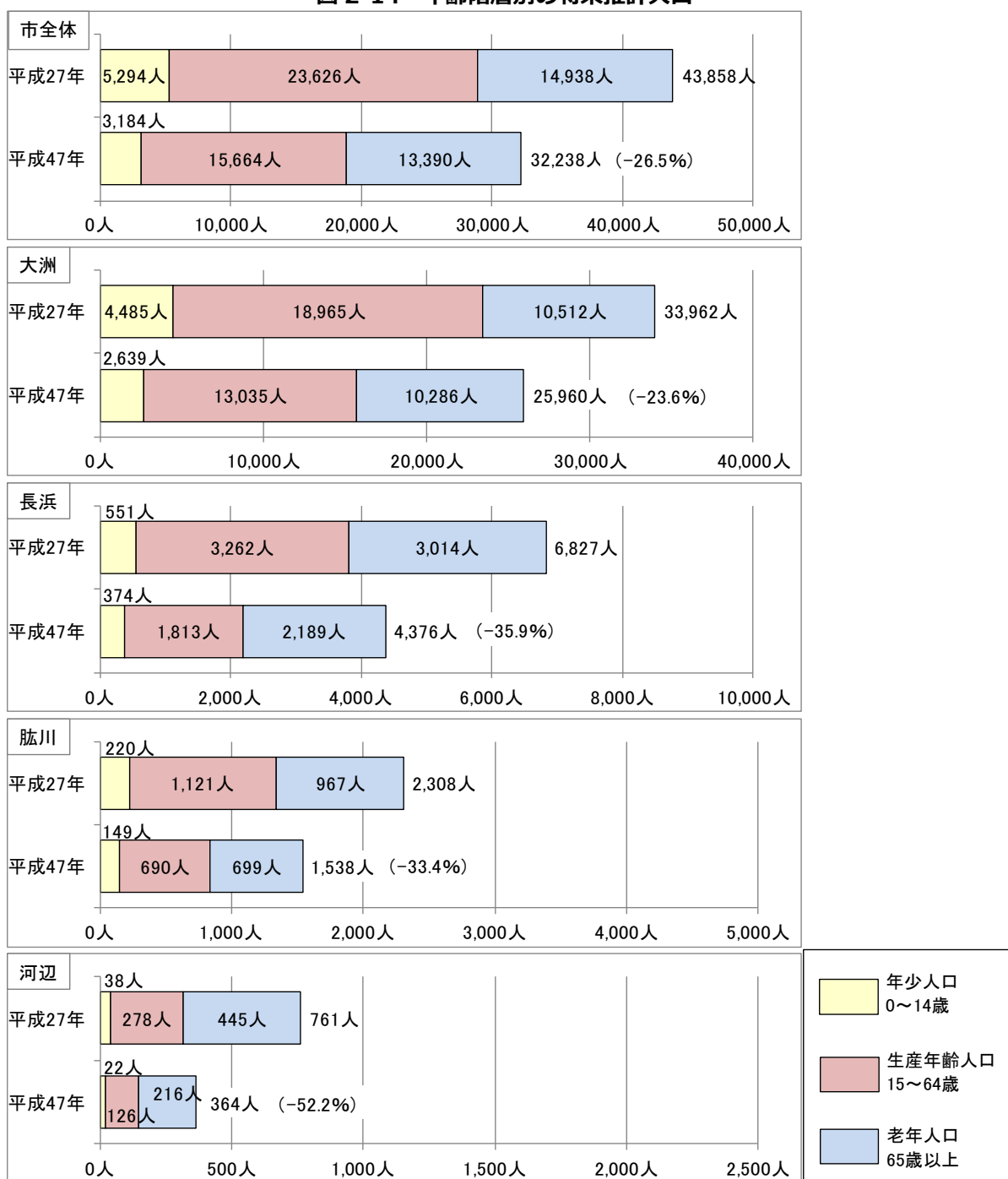
図 2-13 総人口及び年齢階層別人口の将来推計



出典：日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

※ 上記のグラフは、平成 22 年国勢調査人口を基準とした推計結果であるため、平成 27 年国勢調査人口とは一致しません。

図 2-14 年齢階層別の将来推計人口



※ 「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に示された大洲市全体の将来人口、出生率（子ども女性比、0 から 4 歳性比）、生存率、純移動率を前提に、平成 22 年度の国勢調査における地域別人口を元に、コーホート法により推計

※ 上記のグラフは、平成 22 年国勢調査人口を基準とした推計結果であるため、平成 27 年国勢調査人口とは一致しません。

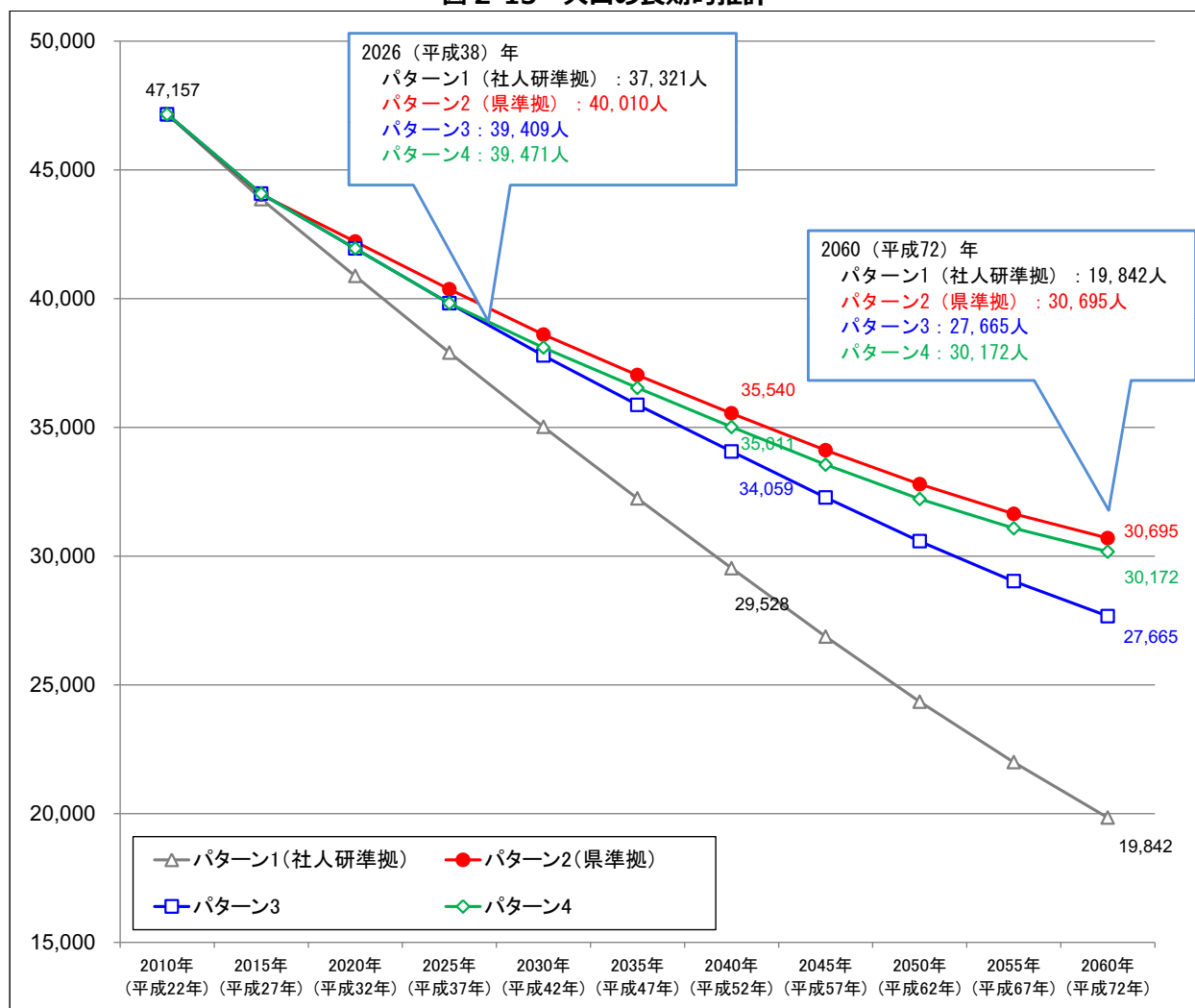
② 大洲市人口ビジョンにおける人口の将来展望

「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の実施効果により、平成 52 年度には 35,000 人、平成 72 年度には 30,000 人の人口を維持できると推計しています。

平成 28 年 3 月に策定した「大洲市人口ビジョン」における人口の将来展望では、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の実施効果により、人口の自然増減や社会増減を一定程度改善できれば、平成 52 年(2040)に 35,000 人程度、平成 72 年(2060)に 30,000 人程度の人口を維持できると推計しています。(推計方法パターン 4)

また、人口構成比をみると、平成 72 年(2060)には、年少人口が 15.5%、生産年齢人口が 54.6%、老年人口が 30.0%と推計しています。(推計方法パターン 4)

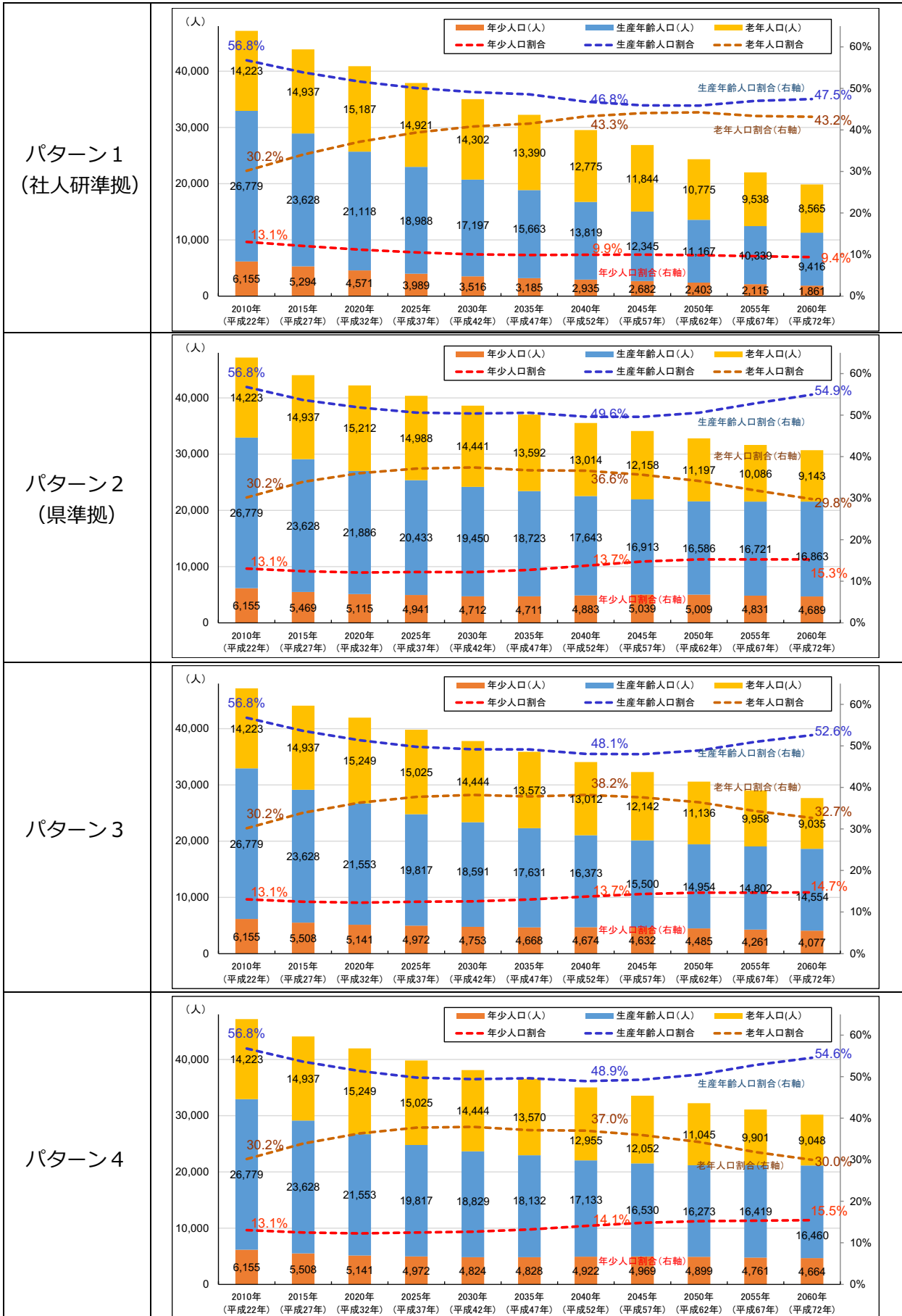
図 2-15 人口の長期的推計



資料：大洲市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

※ 将来推計人口は、5 歳階級別人口を用いた 5 年間区切りのコーホート要因法によるため、2025 年～2030 年までの 5 年間の減少数から 1 年間の減少数を割り出し、2026 年の推計人口を算出。

図 2-16 年齢 3 区分別の人口推移



資料：大洲市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

(4) 財政状況

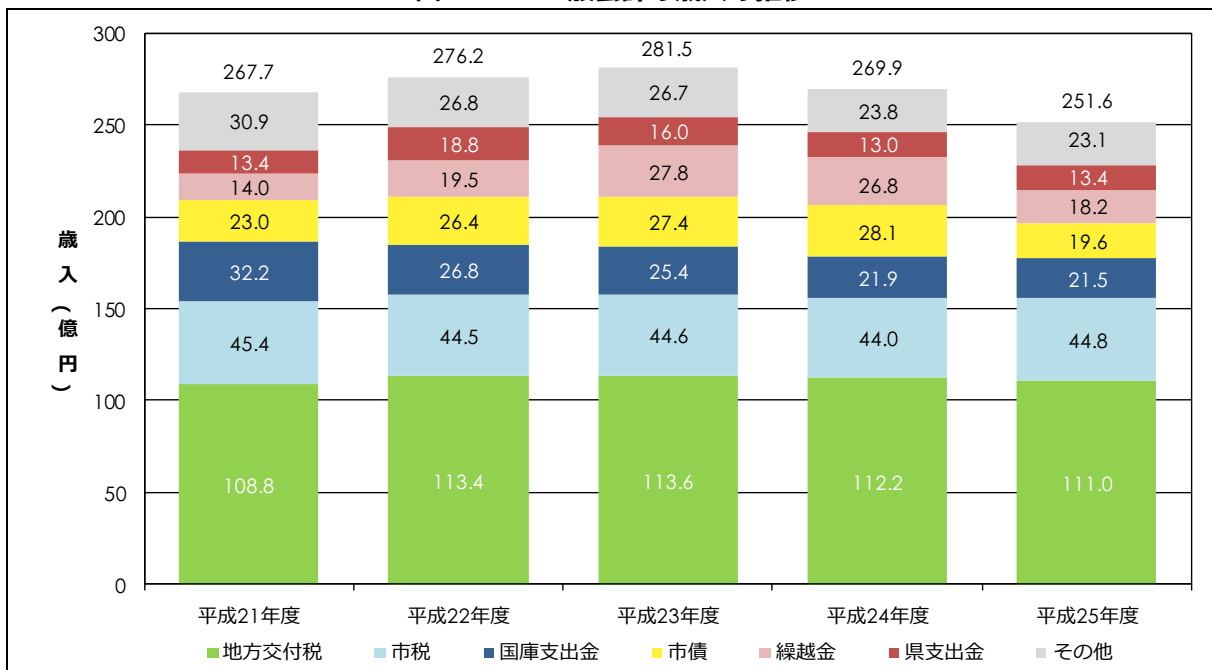
過去 10 年間の建設費の推移をみると、平成 16 年度は 56.7 億円でしたが、平成 25 年度には 41.7 億円に減少しており、年平均額は 47.5 億円となります。

本市の歳入は、平成 23 年度(2011)をピークに減少傾向にあり、平成 25 年度(2013)は 251.6 億円となっています。

歳出も、平成 23 年度(2011)をピークに減少傾向にあり、平成 25 年度(2013)は 236.1 億円となっています。

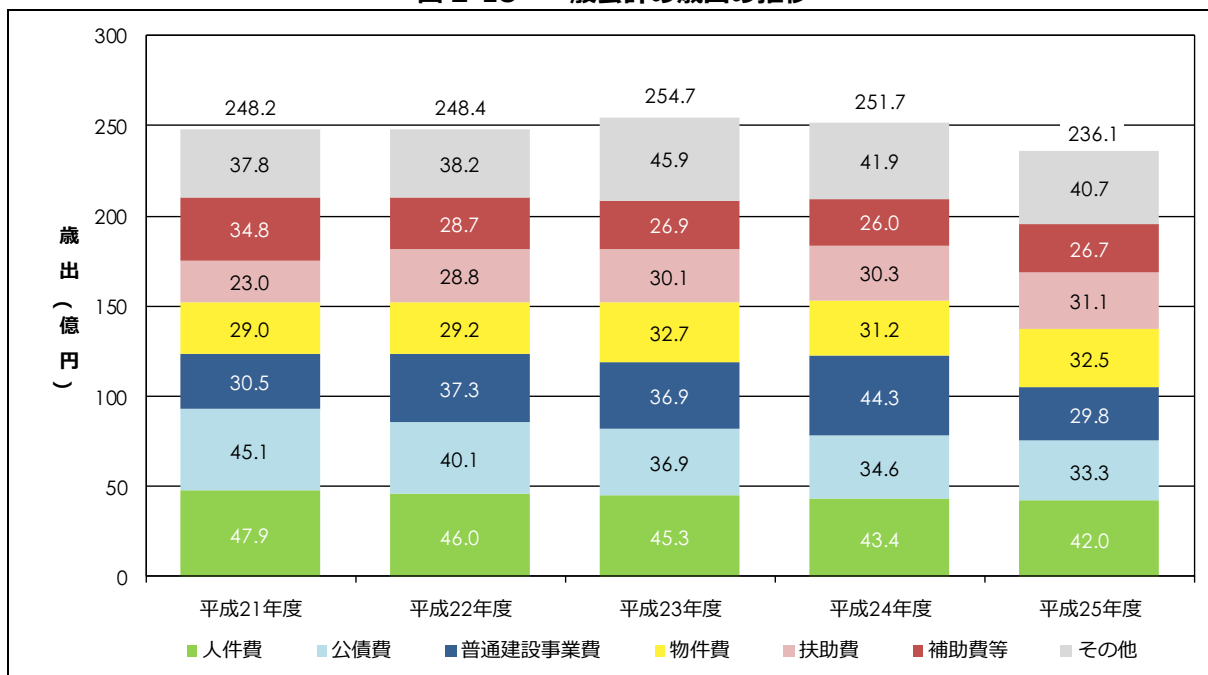
また、一般会計、企業会計、特別会計の建設費の総額は、平成 16 年度は 56.7 億円でしたが、平成 25 年度には 41.7 億円に減少しています。平成 16 年度から平成 25 年度の過去 10 年間の建設費平均額は 47.5 億円になります。

図 2-17 一般会計の歳入の推移



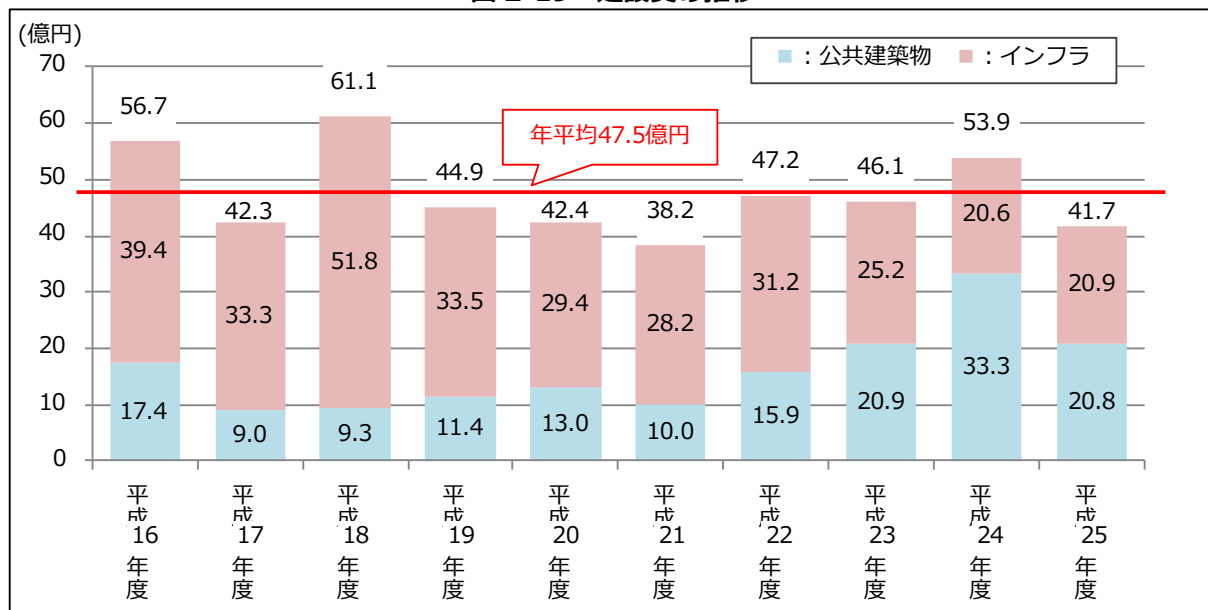
資料：一般会計歳入歳出決算書

図 2-18 一般会計の歳出の推移



資料：一般会計歳入歳出決算書

図 2-19 建設費の推移



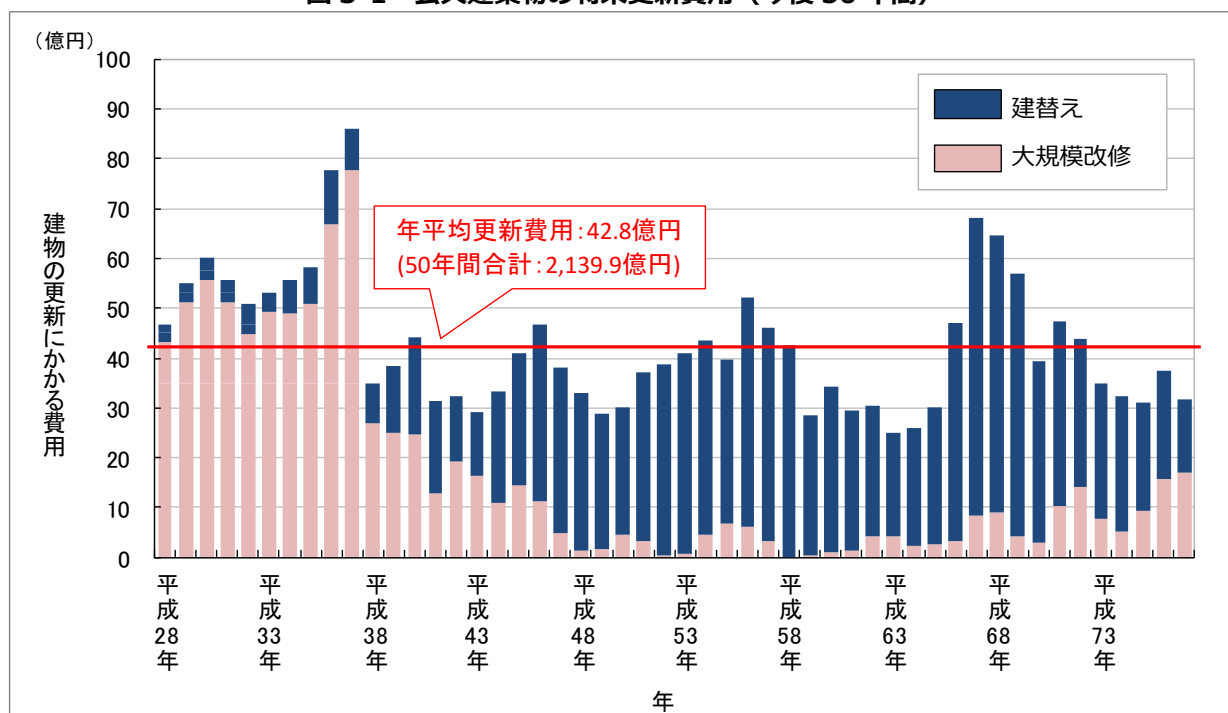
※ 建設費は、一般会計(普通建設事業費、道路舗装事業費)、企業会計および特別会計(建設投資額)の合計金額

3 将来更新費用の見通し

(1) 公共建築物の将来更新費用

現在保有している全ての公共建築物を今後も維持する場合、今後50年間で2,139.9億円（年平均42.8億円）の更新費用が必要になると推計されます。

図 3-1 公共建築物の将来更新費用（今後50年間）



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

表 3-1 公共建築物の将来更新費用（10年毎）

	今後50年間の将来更新費用(億円)					
	平成28年 ～平成37年	平成38年 ～平成47年	平成48年 ～平成57年	平成58年 ～平成67年	平成68年 ～平成77年	50年間 合計
建替え	60.0	203.6	357.3	333.7	323.8	1,278.4
大規模改修	539.1	166.1	33.0	27.8	95.6	861.5
合計	599.0	369.7	390.3	361.5	419.4	2,139.9
(年平均)	59.9	37.0	39.0	36.2	41.9	42.8

表 3-2 施設用途別の将来更新費用（公共建築物）

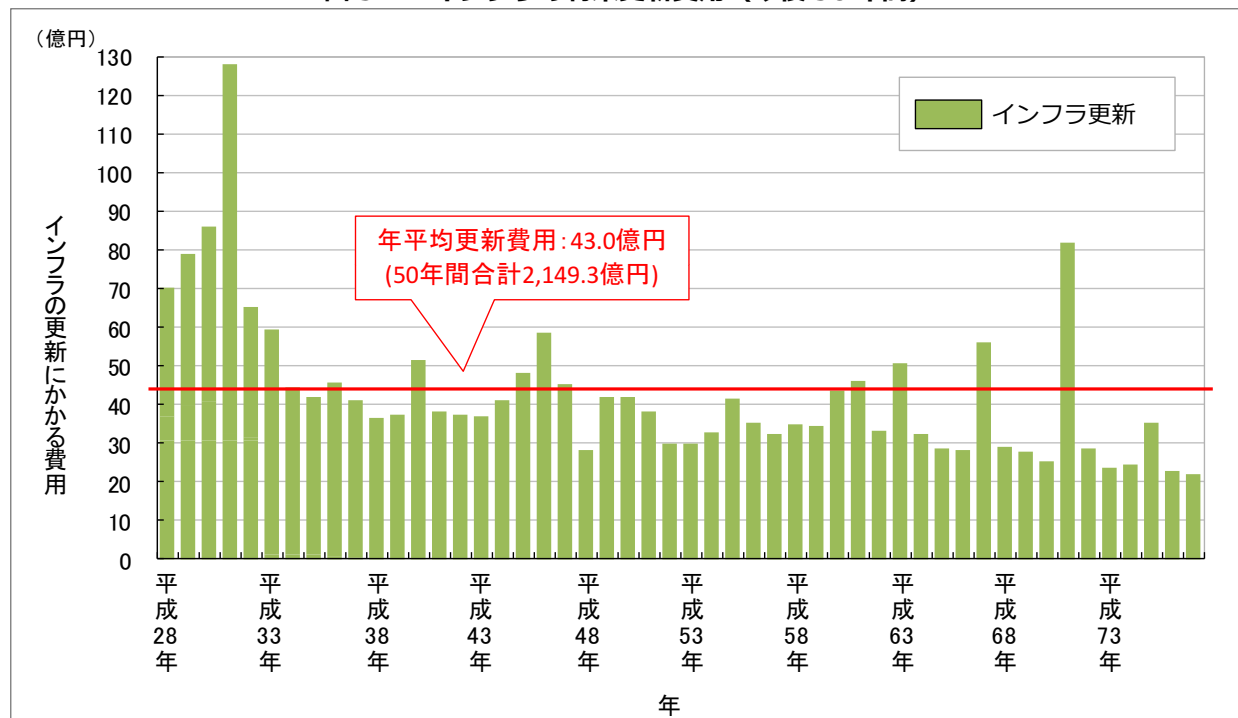
施設分類		大規模 改修 (億円)	建替え (億円)	合計 (億円)	年平均 (億円)
大分類	中分類				
行政系施設	庁舎	34.6	41.0	75.6	1.5
	消防施設	18.5	27.6	46.1	0.9
市民文化系施設	公民館	67.0	85.2	152.1	3.0
	隣保館	5.4	7.1	12.5	0.3
	集会施設	72.8	104.7	177.6	3.6
	図書館	6.1	0.9	7.0	0.1
	博物館	9.4	15.1	24.5	0.5
	文化ホール	21.6	21.1	42.8	0.9
保健・福祉系施設	福祉施設	43.9	77.6	121.5	2.4
	保健施設	5.0	9.0	14.1	0.3
子育て支援施設	保育所	13.5	21.5	35.0	0.7
	児童施設	2.4	4.3	6.8	0.1
	幼稚園	4.0	7.7	11.6	0.2
医療施設		32.2	49.3	81.5	1.6
学校教育系施設	小学校	85.3	140.2	225.4	4.5
	中学校	89.7	121.6	211.3	4.2
	給食センター	4.7	0.8	5.5	0.1
公営住宅		117.2	165.8	283.0	5.7
スポーツ	スポーツ施設	45.8	80.8	126.7	2.5
レクリエーション系施設	観光施設	26.1	29.2	55.3	1.1
廃棄物処理施設		10.8	19.5	30.3	0.6
その他	斎場	4.5	8.1	12.6	0.3
	職員住宅	3.7	6.0	9.7	0.2
	その他	115.0	197.5	312.5	6.3
使用していない施設		22.2	36.7	58.9	1.2
合計		861.5	1,278.4	2139.9	42.8

※ 一部事務組合・広域連合が運営している施設は、大洲市の費用負担割合に応じた更新費用を計上。

(2) インフラの将来更新費用

現在保有している全てのインフラを今後も維持する場合、今後50年間で2,149.3億円（年平均43.0億円）の更新費用が必要になると推計されます。

図 3-2 インフラの将来更新費用（今後50年間）



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

表 3-3 インフラの将来更新費用（10年毎）

	今後50年間の将来更新費用(億円)					
	平成28年 ～平成37年	平成38年 ～平成47年	平成48年 ～平成57年	平成58年～ 平成67年	平成68年 ～平成77年	50年間 合計
インフラ更新	659.9	430.4	351.5	387.4	320.1	2,149.3
(年平均)	66.0	43.0	35.1	38.7	32.0	43.0

表 3-4 施設用途別の将来更新費用（インフラ）

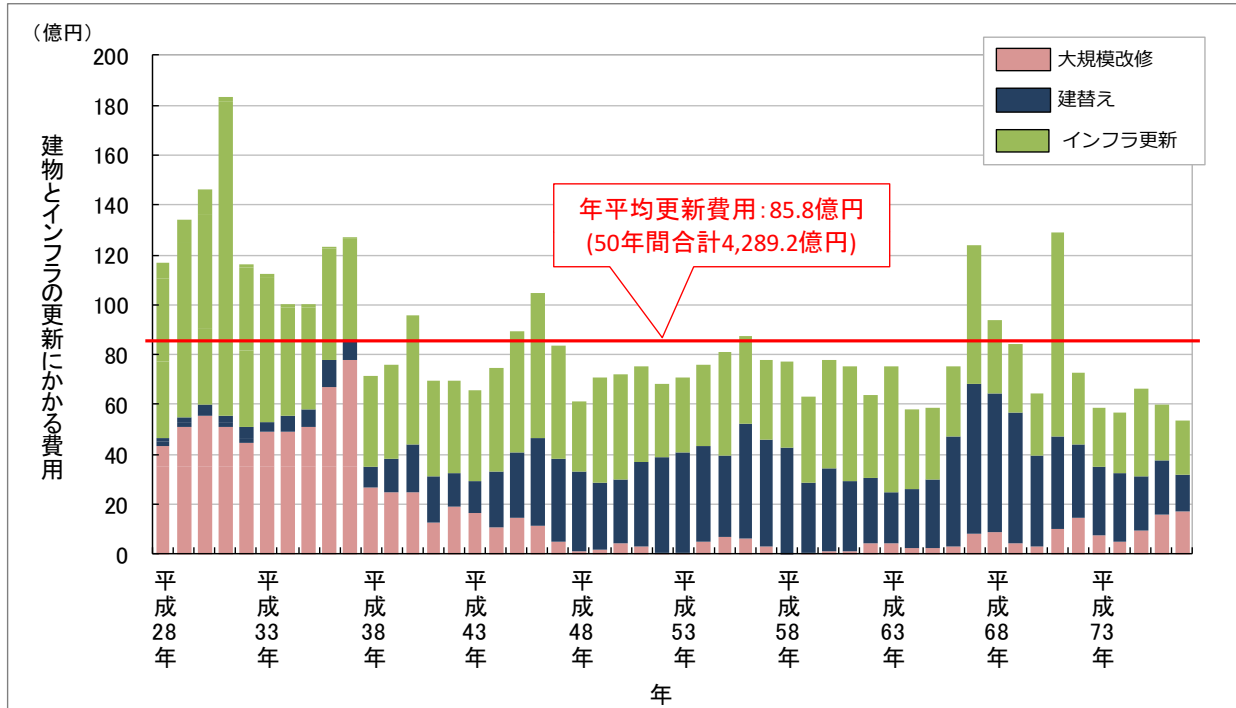
施設分類		更新 (億円)	年平均 (億円)
大分類	中分類		
道路		739.8	14.8
橋梁		259.8	5.2
トンネル		1.6	0.03
公園		10.3	0.2
上水道	管路	352.1	7.0
	取水施設・配水施設	71.0	1.4
	簡易水道管路	201.9	4.0
	飲料水供給・共同給水管路	86.6	1.7
	工業用水道管路・取水施設	16.7	0.3
下水道	管路	64.0	1.3
	終末処理場・ポンプ場	89.0	1.8
	農業集落排水管路	11.3	0.2
	農業集落排水処理場	9.4	0.2
港湾		58.6	1.2
漁港		172.9	3.5
農道		1.9	0.04
林道		2.2	0.04
ため池		-	-
光ファイバーケーブル		-	-
合 計		2,149.3	43.0

- ※ インフラの更新費用は、平成 26 年度時点の新規整備計画における新規整備分の費用を含む。
- ※ 一部事務組合・広域連合が運営している施設は、大洲市の費用負担割合に応じた更新費用を計上。

(3) 公共施設等の将来更新費用

現在保有している全ての公共建築物及びインフラを今後も維持する場合、今後 50 年間で 4,289.2 億円（年平均 85.8 億円）の更新費用が必要になると推計されます。

図 3-3 公共施設等の将来更新費用（今後 50 年間）



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

表 3-5 公共施設等の将来更新費用（10 年毎）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	年平均 (億円/年)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)		
平成 28～37 年	539.1	60.0	599.0	659.9	1,259.0	125.9
平成 38～47 年	166.1	203.6	369.7	430.4	800.1	80.0
平成 48～57 年	33.0	357.3	390.3	351.5	741.8	74.2
平成 58～67 年	27.8	333.7	361.5	387.4	748.9	74.9
平成 68～77 年	95.6	323.8	419.4	320.0	739.4	73.9
50 年合計	861.5	1,278.4	2,139.9	2,149.3	4,289.2	85.8

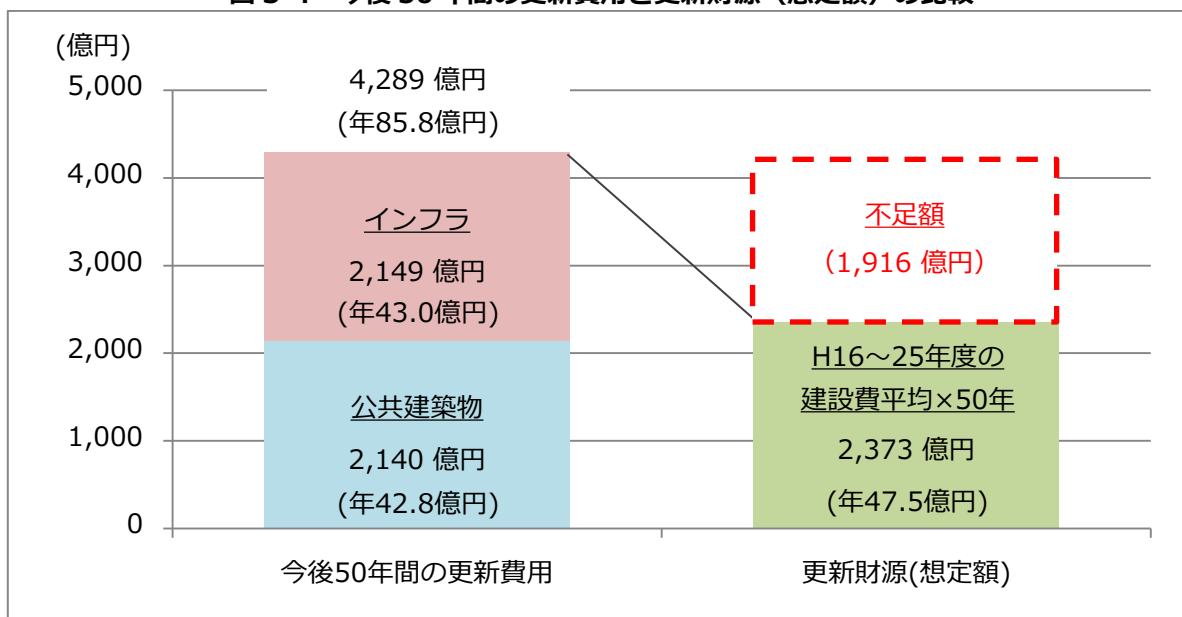
(4) 将来更新費用の不足額

現在保有している全ての公共建築物及びインフラを今後も維持するためには、今後 50 年間で 4,289 億円（公共建築物：2,140 億円、インフラ：2,149 億円）の更新費用が必要になると推計されます。

一方、大洲市の過去 10 年間（平成 16 年度～平成 25 年度）の建設費の推移をみると、過去 10 年間の平均額は 47.5 億円になります。過去 10 年間の建設費平均 47.5 億円と同程度の財源を今後も確保すると仮定した場合、今後 50 年間の更新財源は 2,373 億円になります。

以上より、今後 50 年間の更新費用の不足額は、将来更新費用の試算結果 4,289 億円から、更新財源（想定額）2,373 億円を差し引いた 1,916 億円（年平均 38.3 億円）と見込まれます。

図 3-4 今後 50 年間の更新費用と更新財源（想定額）の比較



(5) 公共施設等の課題

本市が保有している公共施設等の課題は次のとおりです。

老朽化の進行

公共施設等の急速な老朽化が予想され、安全性の低下や景観の阻害等の問題の発生が懸念されます。

限られた財政状況の中で計画的に更新を図る必要があります。

人口減少と人口構成の変化

人口減少等に伴い、公共施設等の規模の見直しが必要となります。

また、少子高齢化により、学校等で発生する余剰スペースの活用や高齢者施設等の充実が求められます。

厳しい財政状況

歳入が減少する中、扶助費等の歳出は増加しています。

財源確保のために、公共資産の有効活用や公民連携事業の推進が必要になります。

合併に伴う余剰や重複

合併に伴い、余剰空間を有する施設や利用目的が重複する施設が発生しています。

公共施設等の再配置を検討する必要があります。

防災性能の向上

耐震性の無い施設は、耐震化を進める必要があります。

避難所では、長期間の避難生活を想定した施設・設備の充実も求められます。

計画的な維持管理

限られた予算の中で効率的に維持管理するために、計画的な補修や修繕を行う必要があります。また、エネルギー効率の良い設備に交換することで、エネルギー消費の削減も期待されます。

適正な利用者負担

公共施設等を利用する市民と利用しない市民との公平性を保つとともに、将来の市民の負担を減らすためにも、公共施設等の利用者負担の適正化を進める必要があります。

本市では、昭和 40 年代以降に集中的に整備した公共施設等の老朽化が進み、その更新に必要な費用が、今後、大幅に不足することが見込まれます。また、人口減少・少子高齢化、財政事情の悪化、老朽化の進行など、公共施設等を取り巻く環境が悪化する中で、公共サービスを維持していくための更新費用を確保することは容易ではありません。

しかし、このまま何の対策もしなければ、使用停止や安全性・快適性の低下などを招き、公共サービスそのものが成り立たなくなります。また、各施設を整備した当時と現在及び将来では、社会状況や市民のニーズも大きく変化しているため、今ある公共施設等が今後もそのまま必要であるとは言いきれません。

市民サービスを低下させずに、将来の世代に必要な公共施設を残していくためには、将来の公共施設のあり方を考え、更新や改修、維持管理・運営の方法を含め、公共施設等全体を最小の費用で効果的に活用できるように、マネジメントを行っていく必要があります。

資料：大洲市公共施設等白書

4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 基本方針

① 全体方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する全体方針は次のとおりとします。

将来にわたり必要な行政サービスを継続して提供していくために、人口や財政の将来の見通しを踏まえ、公共施設等の量や質、管理方法の見直しを進めます。

② 公共建築物の基本方針

公共建築物の基本方針は次のとおりとします。

1. 施設の総量（総延床面積）を削減します。

- 将来の世代に過度な負担を残さないために、今後の財政で負担可能な更新財源に収まるように施設の総量（総延床面積）削減を進めます。
- 施設の総量削減にあたっては、市有以外の施設（国、県、民間）の活用や、近隣自治体との広域連携も含めて、市民生活への影響の低減に努めます。
- 不要になった施設は、用途転用や民間への貸付・売却などの有効活用を図るとともに、活用が見込めない場合は解体を進めます。

2. 既存施設を有効活用し、できるかぎり新規整備は行いません。

- 更新財源が限られる中、できるかぎり新しい建物等の整備は行わず、既存施設の複合化や統合、用途転用などの有効活用を進めることで、必要なサービスを提供することを基本とします。
- 新しい施設を整備する必要がある場合は、費用対効果を考慮しながら、中長期的な公共施設の保有量の目標の範囲内で行います。

3. 施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。

- 今後も継続的に利用する施設については、予防保全と事後保全を組み合わせながら、定期的な点検・診断を実施して計画的に補修や修繕を行い、施設の長寿命化を推進します。それにより、安全・安心なサービスを継続的に提供するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担の軽減と平準化に努めます。

4. 震災対策を推進し、安全・安心な施設を提供します。

- 耐震性の無い施設は、施設の必要性を検討した上で、早期に耐震補強を行います。また、耐震診断を実施していない施設は、早期に耐震診断を行い、施設の必要性を検討した上で耐震補強を行います。
- 避難所に指定されている施設は、地震や津波など災害に対する安全性を確保するとともに、長期にわたる避難生活も想定して、施設や設備の充実を図ります。

5. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。

- 市民や地域団体等に日常の維持管理・運営を任せることで、利用の促進や維持管理の効率化が期待できる施設については、市民協働による施設管理を推進します。
- 今後更新を予定する施設のうち、民間の持つアイデアやノウハウを導入することにより、財政負担の軽減やサービス水準の向上が期待できる施設については、公民連携を積極的に推進します。

6. 市民ニーズや社会情勢の変化に合わせて、施設の質の向上を図ります。

- 市民ニーズや社会情勢の変化を捉えて、柔軟にサービス内容を変更していくとともに、省エネルギー化やユニバーサルデザイン対応など、施設の質の向上を図ります。
- 施設のコスト状況を検証し、利用者と非利用者間の公平性の確保や、将来の市民の負担軽減の観点から、利用者負担の適正化を図ります。

③ インフラの基本方針

インフラの基本方針は次のとおりとします。

1. 必要最小限の新規整備を除き、現状維持を基本とします。

- ・市民生活に直結し、廃止することが困難な既存のインフラは、現状維持を基本とします。なお、今後の社会状況や利用状況に合わせて、施設の規模や事業継続について見直しを図ります。
- ・今後、新しく整備予定のインフラは、今後の社会状況や財政見通し等を踏まえて整備計画を見直し、必要最小限の整備のみを行います。

2. 既存インフラの長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。

- ・日常的な巡視・パトロールや定期的な点検・診断を行い、事故や災害の発生を未然に防ぎ、安全・安心なサービスを継続的に提供するように努めます。
- ・点検結果を活用して、予防保全と事後保全を組み合わせながら、計画的に補修や修繕を行い、既存インフラの長寿命化等を推進し、ライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減や予算の平準化に努めます。

3. 震災対策を推進し、安全・安心なインフラを提供します。

- ・橋梁や上下水道等のインフラについては、重要度の高いインフラを選定して、計画的に耐震化を進めます。
- ・地元建設業者との協定の締結など、被災したインフラの早期復旧に向けた体制づくりを進めます。

4. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。

- ・市民や地域団体等と協働して維持管理を行うことで、交流促進やコミュニティ形成等が期待できるインフラについては、市民協働によるインフラ管理を推進します。
- ・インフラの更新や維持管理において、民間企業・団体の有するノウハウや資金を導入することにより、財政負担の軽減やサービス水準の向上等の効果が期待できる事業については、公民連携を推進します。

④ 不足する将来更新費用への対応方針

今後 50 年間で不足する将来更新費用への対応方針は次のとおりとします。

50 年間で、将来更新費用の不足額 1,916 億円を削減します。

今後 50 年間の更新費用の不足額は、将来更新費用の試算結果 4,289 億円から、更新財源（想定額）2,373 億円を差し引いた 1,916 億円と見込まれます。そのため、今後 50 年間で、将来更新費用の不足額 1,916 億円を計画的に削減していきます。

なお、将来更新費用の不足額の解消に向けて、①公共建築物の統廃合や減築等、②インフラの管理水準の見直し等、③その他方策（官民連携の活用や余剰資産の売却、利用者負担の見直し等）などの取り組みを進めます。

図 4-1 将来更新費用の不足額(50 年間)

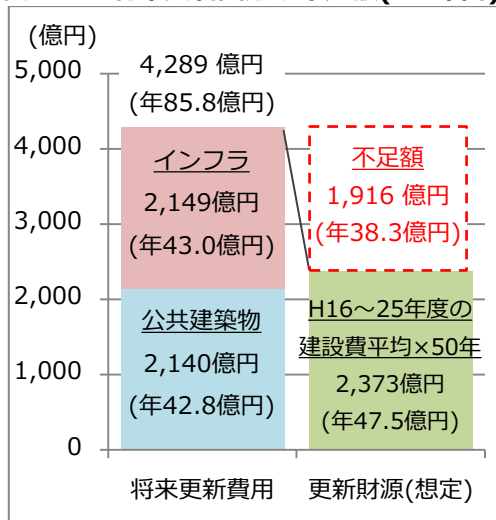
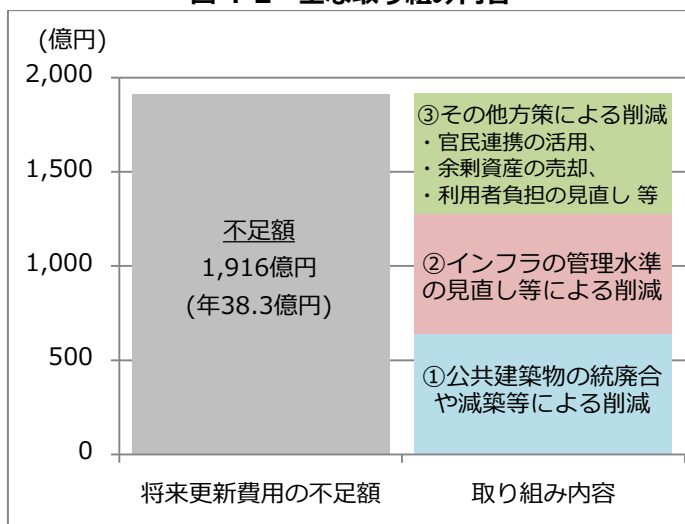


図 4-2 主な取り組み内容



※ 将来更新費用は、大洲市公共施設等白書における試算結果です。

※ 更新財源（想定額）は、過去 10 年間（平成 16～25 年度）の建設費平均額 47.5 億円を使用しています。

表 4-1 将来更新費用の不足額（10 年毎）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	更新財源 (想定額) (億円)	過不足額 (億円)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)			
平成 28～37 年	539.1	60.0	599.0	659.9	1,259.0	474.7	▲784.3
平成 38～47 年	166.1	203.6	369.7	430.4	800.1	474.7	▲325.4
平成 48～57 年	33.0	357.3	390.3	351.5	741.8	474.7	▲267.1
平成 58～67 年	27.8	333.7	361.5	387.4	748.9	474.7	▲274.2
平成 68～77 年	95.6	323.8	419.4	320.0	739.4	474.7	▲264.7
50 年合計	861.5	1,278.4	2,139.9	2,149.3	4,289.2	2,373.4	▲1,915.8

(2) 数値目標

本計画の数値目標は次のとおりとします。

今後 10 年間で、将来更新費用の不足額 784 億円を削減します。
(公共建築物 420 億円、インフラ 260 億円、その他方策 104 億円)

数値目標は、今後 10 年間（平成 28 年～平成 37 年）の更新費用の試算結果 1,259 億円から、更新財源（想定額）475 億円を差し引いた、今後 10 年間の更新費用の不足額 784 億円を削減するものと定めます。

また、数値目標の達成に向けた取り組み内容及び目標金額として、①公共建築物の統廃合や減築等による削減額 420 億円、②インフラの管理水準の見直し等による削減額 260 億円、③その他方策（官民連携の活用や余剰資産の売却、利用者負担の見直し等）による削減額 104 億円と定めます。

表 4-2 数値目標の達成に向けた取り組み内容・目標金額

今後 10 年間の取り組み内容（平成 28～37 年度）		目標金額
①	公共建築物の統廃合や減築等による削減額	420 億円
②	インフラの管理水準の見直し等による削減額	260 億円
③	その他（官民連携、余剰資産の売却、利用者負担の見直し等）	104 億円
合計		784 億円

図 4-3 50 年間の不足額と数値目標

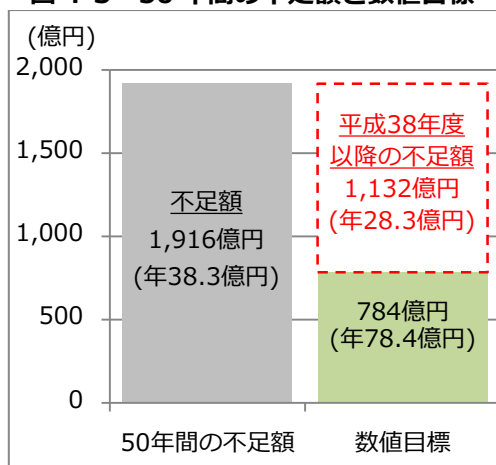
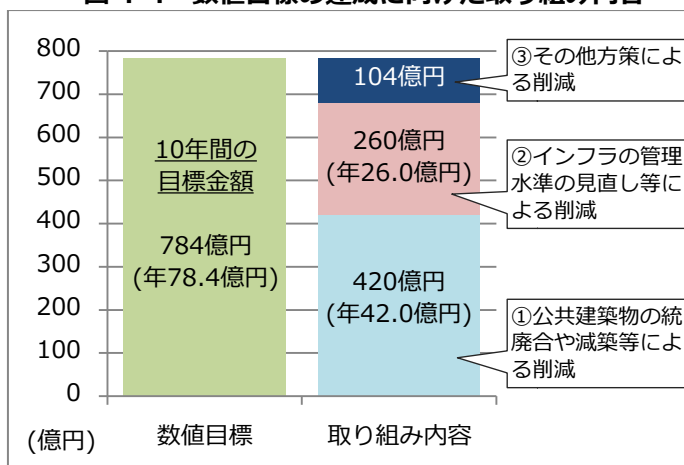


図 4-4 数値目標の達成に向けた取り組み内容



※ 図 4-3 は、表 4-1 の過不足額をグラフ化したものです。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

- ・定期的に施設の点検を行い、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、保全の優先度を判断します。
- ・点検・診断を通じて得られた劣化状況や修繕・更新履歴などを蓄積し、今後の老朽化対策や計画の見直し等に活用します。
- ・日常的な点検に関する施設管理者の意識啓発や点検マニュアルの整備等を行い、日々の適切な施設管理を進めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検や定期点検の結果を踏まえて、計画的に維持管理を行います。
- ・今後も継続的に利用する施設については、中長期的な修繕計画の策定を検討します。
- ・地元への施設の移管や指定管理者の導入など、市民協働による維持管理を進めます。
- ・施設のコスト状況を検証し、利用者負担の見直しを行います。
- ・施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新を行います。
- ・施設の改修や更新を行う際には、原則として周辺施設との複合化や多機能化等を検討します。
- ・施設のバリアフリー化等により、高齢者・障がい者等に配慮した施設整備を推進します。
- ・改修や更新時に、社会状況や市民ニーズの変化を踏まえて、適正な施設規模に見直します。また、将来の社会状況の変化に柔軟に対応できるように、スケルトン・インフィル*などの用途変更を行いやすい構造の採用を検討します。
- ・施設の解体を見据えて、解体しやすい建築様式や資材を再利用しやすい仕組みの導入を検討します。
- ・インフラは、一律の仕様や基準で管理するのではなく、安全性を確保しながら、施設の重要度に応じた維持管理を実施します。(表4-3)
- ・今後の更新や維持管理においては、PPP/PFI等の公民連携を積極的に進めます。
- ・新しい技術を積極的に導入し、施設の維持管理コストの縮減、安全性の確保を図ります。

※ スケルトン・インフィルとは、将来的な施設の転用や集約の可能性を見据えて、「構造体」と「内装」を分離して設計する方式です。

表 4-3 インフラの施設の重要度に応じた維持管理の考え方

重要度	分類	内容	管理水準	保全手法
高い ↑↓ 低い	クラス A	破損や事故が起きた際、機能停止に伴う市民生活への影響が大きいもの	耐用年数どおりに更新 (例：主要幹線道路の舗装の打替え：15 年毎)	予防保全
	クラス B	クラス A とクラス C の中間	耐用年数の 1.5 倍の年数で更新 (例：その他幹線道路の舗装の打替え：23 年毎)	
	クラス C	破損や事故が起きても、機能停止に伴う影響が小さい又は限定的なもの	耐用年数の 2 倍の年数で更新 (例：生活道路の舗装の打替え：30 年毎)	事後保全

※ 予防保全は、障害が発生する前に、計画的に施設の点検・診断等を行い、障害の発生を未然に防止する手法です。点検・診断コストが増加しますが、突発的な事故が減り、安全性を高めることができます。

※ 事後保全は、障害が発生した時点で修繕等を行う手法です。これまでの一般的な保全手法ですが、老朽化するにつれて物理的な危険性が高まり、事故が起きた後に対処しても手遅れとなる場合があります。

③ 安全確保の実施方針

- ・日常点検や定期点検において、高い危険性が確認された場合は、利用者の安全確保を最優先し、一時的な供用停止や応急処置、改修、解体等を速やかに行います。
- ・現在の施設が災害危険箇所等に位置する場合、施設の更新に合わせて安全性の高い場所への移転を検討します。
- ・既に役割を終え、今後利活用しない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を踏まえながら、早期に建物の解体を行います。

④ 耐震化の実施方針

- ・多数の市民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設（医療施設、上下水道等）については、優先的に耐震対策を行います。
- ・その他の施設については、施設の特性や利用状況などを踏まえて施設の必要性を見極めた上で計画的に耐震化を進めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・定期的な点検・診断により劣化状況を把握し、少しでも長く施設を利用できるように計画的に補修・修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。
- ・すべての施設を予防保全で管理することは財政的に困難であるため、予防保全と事後保全を組み合わせながら、各施設の特性に合った適切な保全を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・全庁的に公共施設の保有量の最適化を図るために、各施設の基本情報や課題を踏まえて、個別施設ごとの方向性を示す個別施設計画（アクションプラン）を作成し、施設の統合や廃止、運営方法の見直しなどを進めます。
- ・施設の老朽化状況や利用状況、コスト状況等を検証し、市民ニーズに合わなくなった施設や役割が薄れた施設などは、他施設への統合や廃止などを検討します。
- ・市町村合併に伴い整理統合を行った施設は、今後の利活用方法を検討の上、利用見込みのない施設については解体等の処分を行います。
- ・施設の統合や廃止などを検討する際は、人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえるとともに、議会や自治会、市民と十分に情報共有・協議しながら進めます。また、現在のサービス水準を著しく低下させないように配慮します。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・計画の推進にあたっては、組織横断的な推進体制を構築します。
- ・公共施設等に関する情報を一元管理するとともに、新地方公会計の財務諸表や固定資産台帳とも整合性を図りながら、公共施設等の計画的なマネジメントを行います。
- ・職員一人一人が、経営的視点をもって、市全体の公共施設等の最適化を意識した管理を実施できるように、定期的に組織横断的な検討会を開催します。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

公共建築物の施設用途別の基本方針は次のとおりとします。

① 庁舎

課題	<ul style="list-style-type: none">本庁舎に比べて、職員 1 人あたりの面積が大きい支所庁舎では、今後の組織機構の再編も踏まえ、業務に必要なスペースを確保した上で、余剰空間について、複合化等の有効活用を進めていく必要があります。文化財に指定されている長浜支所庁舎については、その保全に努めていく必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">本庁舎は、行政および災害時の拠点として、計画的に維持管理・更新を行います。また、行政サービスの維持・向上に配慮しながら、行政機能の集約や他施設・民間との複合化なども検討します。支所庁舎は、今後の支所のあり方を検討した上で、業務に必要なスペースを確保し、余剰空間については、他施設との複合化や民間への貸付などの有効活用を進めます。なお、長浜支所庁舎は、国の登録有形文化財として保全・活用します。

② 消防施設

課題	<ul style="list-style-type: none">消防署は、消防・救急の要となる施設であり、計画的に維持管理を行い、建物の機能の維持・向上に努めていく必要があります。防災面以外にも地域に密着した幅広い活動を行う消防団を支援する観点から、消防詰所についても今後の消防団の動向も踏まえ、計画的に維持管理していく必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">消防署・支署は、消防・救急の要となる災害活動拠点施設であり、計画的に維持管理・更新を行い、建物の機能の維持・向上を図ります。消防詰所・ポンプ蔵置所等は、今後の消防団の動向を踏まえながら、計画的に維持管理・更新を行います。

③ 公民館

課題	<ul style="list-style-type: none">老朽化が進んだ施設が多く、今後、補修や建替え等の費用が必要となります。地域コミュニティの核となる施設ですが、全国平均・類似団体平均より保有量が多く、利用状況を踏まえながら、集約や複合化等について検討していく必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合などを進めます。また、将来の人口動向に合わせて、施設の改修や建替え時に減築を行います。

④ 隣保館

課題	<ul style="list-style-type: none">老朽化が進んだ施設が多く、今後、補修や建替え等の費用が必要となります。地域コミュニティの核となる施設ですが、全国平均・類似団体平均より保有量が多く、利用状況を踏まえながら、集約や複合化等について検討していく必要があります。また、利用者が限られる施設であることから、地元で維持管理をお願いすることについても検討する必要があります。隣保事業は国・県の補助対象であるが、他施設との複合化により補助対象になるかどうか検討する必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合、地元への移管などを進めます。また、将来の人口動向に合わせて、施設の改修や建替え時に減築を行います。

⑤ 集会施設

課題	<ul style="list-style-type: none">・老朽化が進んだ施設が多く、今後、補修や建替え等の費用が必要となります。地域コミュニティの核となる施設ですが、利用状況を踏まえながら、集約や複合化等について検討していく必要があります。また、過疎化、高齢化等により、地元での維持管理が困難な施設もあります。
方針	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティセンターは、施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合、地元住民への移管などを進めます。また、将来の人口動向に合わせて、施設の建替え時に減築を行います。・集会所は、地域コミュニティの核として、地域の実情を踏まえつつ、負担の軽減、集約等適切な維持管理に努めます。

⑥ 図書館

課題	<ul style="list-style-type: none">・平成 20 年に建設された新しい図書館本館を中心に、支所等の中にある 3 箇所の分館とも連携して運営されており、引き続き、連携して運営していく必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">・図書館本館を中心として、引き続き、分館とも連携しながら運営します。

⑦ 博物館

課題	<ul style="list-style-type: none">・利用者増加のための、展示内容の見直し等による利用促進策や老朽化した博物館の移転・改築について検討する必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">・博物館は、市の中核的博物館として移転・改築などを検討します。また、展示内容の見直し等により利用促進を図ります。・その他の展示施設は、展示内容の見直し等により利用促進を図るとともに、施設の利用状況を踏まえて、他施設との複合化や統廃合などを検討します。

⑧ 文化ホール

課題	<ul style="list-style-type: none">・建築後 40 年を経過し老朽化が進む市民会館について、移転・改築など今後のあり方について検討を行う必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">・市民会館は、市のコミュニティ・芸術文化活動の拠点施設として、移転・改築などを検討します。・長浜ふれあい会館は、広域的なコミュニティ活動の拠点施設として、計画的に維持管理を行います。

⑨ 福祉施設

課題	<ul style="list-style-type: none">・直営で運営されている老人ホームや障害者支援施設について、民間への委託や譲渡によりコスト削減や利用者サービスの向上を図ることを検討する必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">・施設の特性や利用状況を踏まえながら、市が実施すべき事業と、民間が実施することでサービスの向上が見込まれる事業を見極めた上で、他施設との複合化や統廃合、民間への委託や譲渡などを検討します。

⑩ 保健施設

課題	<ul style="list-style-type: none">・現在 4 箇所ある保健センターについて、業務の効率化やサービスの質の向上の面からの集約や、代替検診会場の確保方策について検討する必要があります。
方針	<ul style="list-style-type: none">・施設の利用状況を踏まえながら、業務の効率化やサービスの質の向上に向けて、施設の統廃合を検討します。

⑪ 保育所

課題	・老朽化が進んだ施設について、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。また、各地域の需要に併せて柔軟に定員数を変えるなど、利用者が希望する施設に通園できるような対策を検討する必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえ、大洲市子ども子育て支援事業計画に沿った保育の需給バランスを確保しながら、他施設との複合化（認定こども園等）や統廃合、民間への移管などを検討します。

⑫ 児童館

課題	・老朽化が進んだ施設について、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえながら、他施設との複合化や民間への移管などを検討します。

⑬ 幼稚園

課題	・定員に対して園児が少なく、老朽化が進む施設も多いことから、施設の統廃合や保育所との複合化（認定子ども園）について検討する必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合などを検討します。

⑭ 医療施設

課題	・老朽化が進む診療所について、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。一般会計からの繰入金を減らすための経営努力も必要です。
方針	・大洲病院は、医療環境の確保と将来の病院経営の健全化に資することができるように、計画的に維持管理・更新を行います。 ・休日夜間急患センターは、計画的に維持管理・更新を行います。 ・診療所は、計画的に維持管理・更新を行いますが、建替え時に社会ニーズや診療実績等から必要性を再検証します。

⑮ 小学校

課題	・今後の少子化動向を踏まえたうえで、小中一貫校や他の施設との複合化など、コスト削減や教育の場としての機能の維持・向上に配慮が必要です。
方針	・将来の児童数の推移を踏まえながら、適正規模による施設整備を行うとともに、小中一貫校や他施設との複合化、余裕教室の有効活用、建物の減築などを検討します。

⑯ 中学校

課題	・今後の少子化動向を踏まえたうえで、小中一貫校や他の施設との複合化など、コスト削減や教育の場としての機能の維持・向上に配慮が必要です。
方針	・将来の生徒数の推移を踏まえながら、適正規模による施設整備を行うとともに、小中一貫校や他施設との複合化、余裕教室の有効活用、建物の減築などを検討します。

⑰ 給食センター

課題	・当面は、現在の給食センターの活用を前提としますが、少子化の動向やコスト削減に配慮し統合も検討する必要があります。
方針	・当面は現在そのまま継続しますが、将来の小中学校の動向に合わせて、統廃合を検討します。

⑱ 公営住宅

課題	・老朽化した施設が多く、長寿命化計画及びストック総合活用計画に基づき、計画的に修繕・建替え・廃止などを進めていく必要があります。
方針	・人口・世帯数の変動等を踏まえながら、集約化、廃止などによる適正配置や供給戸数等を検討し、今後、見直しを図る大洲市公営住宅等長寿命化計画及び大洲市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に修繕・建替え・廃止などを進めます。

⑲ スポーツ施設

課題	・老朽化が進んだ施設を含め、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の特性や利用状況、類似施設(学校体育館)の近接状況を踏まえながら、施設の統廃合や運営について、民間への移管などを検討します。 ・総合体育館は、大洲市総合体育館中長期修繕計画に基づき、計画的に修繕・更新を進めます。

⑳ 観光施設

課題	・老朽化が進んだ施設を含め、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。文化財に指定されている施設については、適切な保存に努めていく必要があります。 ・引き続き地域や民間と連携しながら施設の運営を行い、地域活性化に貢献していく必要があります。
方針	・計画的に維持管理・更新を行うとともに、引き続き、地元住民や民間と連携しながら施設の運営を進めます。 ・文化財に指定されている施設は、文化財保全（保存）の視点からも検討を加えながら、適切に保全・活用します。

㉑ 廃棄物処理施設

課題	・環境センターについては、定期的な点検を行い予防保全型の維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図っていく必要があります。また、埋め立て処分地についても、ゴミの総量削減の取り組み等により、長期間利用するように努めていく必要があります。
方針	・環境センターと清流園は、予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。 ・埋立地は、ゴミの総量削減等により、長期的に利用できるように努めます。

㉒ 斎場

課題	・4箇所ある斎場のうち、老朽化が著しい長浜火葬場の改修や更新の方向性について、また、利用状況が低い斎場の再配置も含めて検討する必要があります。
方針	・施設の老朽化や利用状況を踏まえ、地元との合意形成を図りながら施設の統廃合を検討します。

㉓ 職員住宅

課題	・今後、老朽化が進んだ際には、民間の住宅借上げも含めて施設の更新のあり方について検討する必要があります。
方針	・民間住宅の利用を基本とし、老朽化が著しい住宅は解体等の処分を進めます。

④ その他

課題	・施設の必要性を再検証し、必要な施設については、建替えや修繕を計画的に進めていく必要があります。
方針	・施設の利用状況や社会ニーズから必要性を再検証し、今後も必要な施設は計画的に維持管理・更新を行います。 ・行政として維持する必要のない施設（利用見込みのない廃校施設など）は、統廃合や民間への移管、解体等の処分を検討します。

⑤ 使用していない施設

課題	・公有財産の有効活用の観点から、売却や貸付け、新たな事業用地としての活用を考えていく必要があります。
方針	・積極的に売却、譲渡、貸付、解体等の処分を進めます。

(2) インフラ

インフラの施設用途別の基本方針は次のとおりとします。

① 道路

課題	・計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・路線の重要度に応じた管理水準を設定した上で、定期的な点検・診断を行い、計画的に修繕・更新を進めます。

② 橋梁

課題	・策定済みの橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、大洲市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・更新を進めます。

③ トンネル

課題	・計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。

④ 公園

課題	・計画的な修繕・更新を進めることで、将来コストの削減を図っていく必要があります。
方針	・都市公園は、定期的な点検・診断を行いながら、大洲市都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に修繕・更新を進めます。 ・その他の公園は、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。

⑤ 上水道

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、水道使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・上水道管路は、更新の対象・優先順位等を整理し、メンテナンスサイクルを確立した上で、計画的に修繕・更新を進めます。 ・その他の上水道施設は、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに、水道使用料の見直しを検討します。

⑥ 工業用水道

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、水道使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに水道使用料の見直しを検討します。

⑦ 下水道

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、下水道使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに下水道使用料の見直しを検討します。

⑧ 農業集落排水事業

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努める必要があります。また、採算性の改善のため、施設使用料の見直しについても検討する必要があります。
方針	・定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに施設使用料の見直しを検討します。

⑨ 港湾

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努めていく必要があります。
方針	・港湾の長寿命化計画を順次作成し、計画的に修繕・更新を進めます。

⑩ 漁港

課題	・定期的な点検に基づき、施設の長寿命化や適切な更新を行い、コスト削減に努めていく必要があります。
方針	・漁港の長寿命化計画に基づき、計画的に修繕・更新を進めます。 ・漁港の関連施設となる漁港海岸については、今後の県内の動向を踏まえながら修繕・更新について検討します。

⑪ 農道

課題	・不要となった施設については廃止するとともに、継続する施設については受益者負担の原則に基づき、地元住民等による維持管理を継続していく必要があります。
方針	・今後も地元住民等と連携しながら維持管理を行います。 ・橋梁は、5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。

⑫ 林道

課題	・不要となった施設については廃止するとともに、継続する施設については地元住民等による維持管理を継続していく必要があります。
方針	・今後も地元住民等と連携しながら維持管理を行います。 ・橋梁は、5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進めます。

⑬ ため池

課題	・不要となった施設については廃止するとともに、継続する施設については受益者負担の原則に基づき、地元住民等による維持管理を継続していく必要があります。
方針	・今後も地元住民等と連携しながら維持管理を行います。 ・下流に人家等の重要施設がある場合は、安全性に配慮し、計画的に維持管理を進めます。

⑭ 光ファイバーケーブル

課題	・国の補助により整備を行いましたが、今後、更新する際には民間の通信業者の活用も含めて検討する必要があります。
方針	・今後、施設を更新する際は、民設民営（負担金）方式によるブロードバンド基盤整備等のような代替サービスの導入を検討します。

6 計画の推進方法

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、計画の進捗管理や庁内の情報共有・意見調整、市全体の戦略の検討、市民との合意形成など、公共施設等マネジメントを一元的に推進する専任部署の設置を検討します。

また、関係部署と連携を図りながら、組織横断的な推進体制を構築します。

(2) 人材育成

職員一人一人が公共施設等マネジメントの意義を理解し、持続可能な行政サービスの提供に向けて創意工夫できるように、組織横断的な検討会等を開催し、経営的視点に立った保有量の最適化や予防保全的な維持管理、コスト感覚等について職員の意識向上を図ります。

(3) 計画的な予算確保

各省庁が策定する個別施設計画と整合を図りながら、本市が保有している公共施設等についても長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、ライフサイクルコストの縮減に向けて、中長期財政計画等と整合を図りながら、計画的な予算確保に努めます。

(4) 施設情報の効率的な管理

組織横断的な推進体制の構築に併せて、所管部署別に管理されている施設情報（利用状況や修繕履歴等）を効率的に収集・管理できる手法（施設情報のデータベース化など）を検討し、市全体の戦略の検討や公共施設等の維持管理に活用します。

また、統一的基準による地方公会計で作成する財務書類との連動手法についても検討します。

(5) 市民との情報共有・合意形成

計画の推進にあたっては、市議会をはじめ、市民との意見交換やパブリックコメント等により市民参加の機会を設け、幅広く意見を把握し、合意形成を図りながら、市民と行政が一体となって取り組みます。

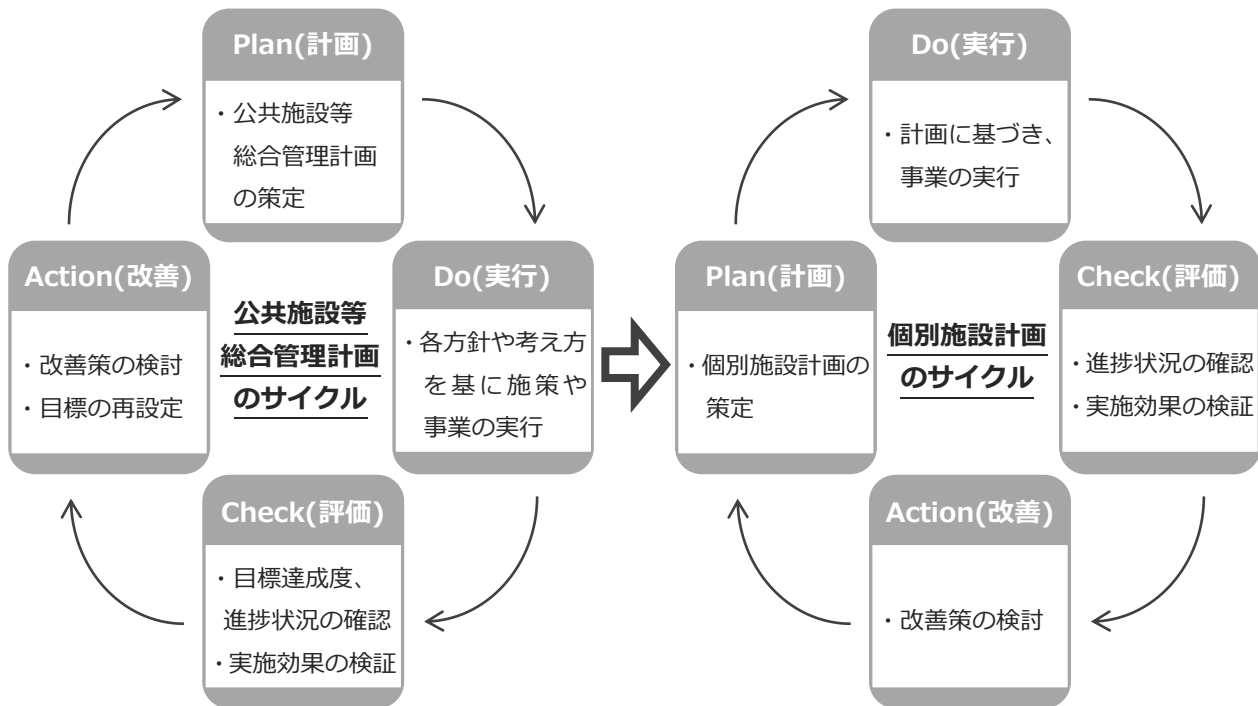
また、施設の利用者に限らず、広く市民と情報を共有するために、市広報誌や市ホームページなどを活用して、市有施設の現状や具体的な取り組み内容、計画の進捗状況等について情報提供を行います。

(6) 計画の進捗管理と見直し（フォローアップ）

本計画については、総合計画や中長期財政計画等と連携を図るとともに、PDCA サイクル※により進捗管理を行います。なお、計画の進捗状況や実施効果の評価結果については、市民等と情報共有を図るために、市ホームページ等で公表します。

また、計画の進捗状況や社会状況の変化、各施設の運営実態等を踏まえて、適宜、計画の見直しを行います。

図 6-1 PDCA サイクルのイメージ



※ PDCA サイクルとは、Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（計画の評価・分析）、Action（計画の改善）の4段階を繰り返すことによって、計画を継続的に改善していく手法のこと。

7 参考資料

(1) 将来更新費用の試算条件

表 7-1 将来更新費用の試算条件（公共建築物）

大規模改修費※	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の延床面積に下表の用途別改修単価を乗じた金額です。 公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））に基づき、改修の実施時期は建設年次から 30 年毎、改修期間は 2 年としています。 平成 26 年以前に築 30 年以上が経過し大規模改修の時期を過ぎている施設のうち、築 31 年以上 50 年未満の施設については、当初 10 年間（平成 28 年から平成 37 年）に大規模改修を実施するものとして、1/10 ずつの費用を計上しています。また、築 50 年以上の施設については、大規模改修は実施しないものとしています。
建替費	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の延床面積に下表の用途別建替単価を乗じた金額です。 公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））に基づき、建替えの実施時期は建設年次から 60 年、建て替え期間は 3 年としています。 以下に示す文化財建物については、建替えは行わないものと想定し、今後 10 年間で大規模改修を実施した後、その後 30 年毎に大規模改修を繰り返し実施するものとして大規模改修のみ計上しています。 <p>※建替えを想定しない文化財建物（大規模改修のみ計上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長浜支所庁舎 おおず赤煉瓦館 本館 おおず赤煉瓦館 別館 臥龍山荘 臥龍院（展示室・歴民館） 臥龍山荘 倉庫・歴民館 臥龍山荘（不老庵）茶室 臥龍山荘（知止庵）茶室 大洲城下台所 大洲城芋綿櫓 旧加藤家住宅主屋 大洲城三の丸南隅櫓 麟鳳閣 末永家住宅旧主屋 末永家住宅百帖座敷 旧末永家住宅土蔵

※ 大規模改修の例としては、屋根の葺き替えや床材の貼り替え、設備(電灯、通信、給湯等)の交換などがあります

表 7-2 試算単価・周期（公共建築物）

施設分類	建替単価 (千円/㎡)	大規模改修単価 (千円/㎡)	公共施設更新費用試算ソフト による分類
行政系施設	400	250	市民文化系・社会教育系・行政系施設
市民文化系施設	400	250	市民文化系・社会教育系・行政系施設
保健・福祉系施設	360	200	保健・福祉系施設
子育て支援施設	330	170	学校教育系・子育て支援施設
医療施設	400	250	市民文化系・社会教育系・行政系施設
学校教育系施設	330	170	学校教育系・子育て支援施設
公営住宅	280	170	公営住宅
ｽﾎﾟｰﾂ・レｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設	360	200	ｽﾎﾟｰﾂ・レｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設
廃棄物処理施設	360	200	供給処理施設
その他 - 斎場	360	200	供給処理施設
その他 - 職員住宅	280	170	公営住宅
その他 - その他	360	200	その他
使用していない施設	360	200	その他

出典：公共施設更新費用試算ソフト（総務省、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））

※ この単価は、落札価格ではなく、予定価格または設計価格を想定して設定されています

※ 大規模改修の単価は、通常建替えの 50～60%であり、ここでは 60%と想定されています

表 7-3 試算単価・周期（インフラ）

	インフラ施設		面積・延長等	単価	更新 年数	更新年数・ 単価根拠資料
1	道路	一般道路	4,644,489 m ²	4,700 円/m ²	15	※2
		歩道	26,594 m ²	2,700 円/m ²	15	※2
2	橋梁	鋼橋	12,141 m ²	750,000 円/m ²	50	※5
		コンクリート橋（RC、PC）	21,997 m ²	750,000 円/m ²	50	※5
		ボックスカルバート橋	686 m ²	500,000 円/m ²	50	※5
		木橋	49 m ²	750,000 円/m ²	50	※5
3	トンネル		1,213 m	-	-	
4	公園	公園	145.47 ha	-	-	
		公園建屋	1,359 m ²	170,000 円/m ²	60	※2
5	上水道	導水管・送水管	54,461m	114,000 円/m	40	※2
		配水管	304,550m	97,000 円/m	40	※2
		取配水施設設備	39 箇所	-	60	単価：※6 更新年数：※4
		管路（簡易水道）	208,134m	97,000 円/m	40	※2
		管路（飲料水供給・共同給水）	71,451m	97,000 円/m	40	※2
6	工業用水道	管路	9,721m	114,000 円/m	40	※2
		取水施設設備	5 箇所	-	60	単価：※6 更新年数：※4
7	公共下水道	汚水管	42,046 m	124,000 円/m	50	
		終末処理場・ポンプ場設備	5 箇所	-	60	単価：※7 更新年数：※4
8	農業集落排水	汚水管	7,996 m	124,000 円/m	50	
		終末処理場・ポンプ場設備	1 箇所	-	60	単価：※7 更新年数：※4
9	港湾	護岸・胸壁・岸壁	2,645 m	2,159,100 円/m	50	単価：大洲市実績値等 更新年数：※3
10	漁港	防波堤・防潮堤等※1	5,009 m	3,452,200 円 /m	50	単価：大洲市実績値等 更新年数：※3
		泊地	76,483 m ²	-	-	
		道路（漁港）	1,685 m	-	-	
11	農道	農道	119,064 m ²	-	-	
		橋梁（農道）	521 m ²	448,000 円/m ²	60	※2
12	林道	林道	舗装区間なし	-	-	
		橋梁（林道）	48 m ²	448,000 円/m ²	60	※2
13	ため池		112 箇所	-	-	
14	光ファイバーケーブル		9,116,700 m	-	-	

※1 護岸、防砂堤、導流堤、船揚場、物揚場、係船護岸、物揚護岸延長含む

※2 公共施設更新費用試算ソフト（総務省、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団））

※3 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成 27 年 1 月 23 日） 別紙 3-1「耐用年数表」（総務省）

※4 設備の更新は、設備の上屋にあたる公共建築物（供給処理施設）と併せて更新するものとして 60 年と想定

※5 大洲市橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年 3 月）

※6 水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成 23 年 12 月）（厚生労働省健康局水道課）

※7 流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 参考資料（平成 27 年 10 月）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

(2) 用語の解説

	用語	説明
あ	移管	施設の管理・運営（経費負担を含む）を民間又は地域等に移すこと。
	一部事務組合	都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。
	一般会計	福祉、医療、教育や、道路・公園の整備など基礎的な行政サービスを行う会計のこと。
	インフラ	道路や橋梁等の土木構造物や上下水道等のこと。
	インフラ長寿命化基本計画	国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するために、平成 25 年 11 月に、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において策定された計画である。 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示している。
か	企業会計（公営企業会計）	民間企業と同じように、事業で収益をあげて運営されている会計のこと。 大洲市には水道、工業用水道、病院の 3 つの公営企業会計がある。
	行政財産	市において公用（庁舎のように市が直接使用する）又は公共用（図書館のように市民が共同利用する）に供し、または供することを決定した財産のこと。
	減築	建物を改築（建替え）する際に、床面積を減らすこと。
	広域連合	廃棄物処理や地域振興など、都道府県や市町村の区域を超える広域行政需要に対応するため設立できる特別地方自治体のこと。
	PPP/PFI（公民連携）	公民連携（PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ）は、官・民が連携して、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。 このうち、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営に民間の資金やノウハウを活用する手法を PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）という。
	コーホート要因法	年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法であり、将来人口推計の基本的な手法として用いられる。
さ	事後保全	障害が発生した時点で修繕等を行う手法。
	指定管理者制度	指定管理者制度とは、公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」）の管理を、地方自治体の指定する者（指定管理者）として、民間企業や公益法人、NPO 法人、任意団体等が代行する制度のこと。
	修繕	建物や設備の損傷・劣化箇所を修復して、一時的に機能を回復させること。
	小中一貫校	初等教育（一般の小学校で行われる教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われる教育）の過程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。
	人口ビジョン （地方版人口ビジョン）	「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月施行）」に基づき、同年 12 月に国が閣議決定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、市町村の人口の現況を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。
	新地方公会計制度 （統一的な基準による 地方公会計）	平成 27 年 1 月に、総務省より、地方公共団体に対して平成 29 年度までに整備することが要請された新たな地方公会計制度。 ①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保（統一的な基準）を目的とする。
	スケルトン・インフィル	スケルトン・インフィルとは、将来的な施設の転用や集約の可能性を見据えて、「構造体」と「内装」を分離して設計する方式のこと。
	総合計画	総合計画は、市の最上位の計画であり、10 年間のまちづくりの目標、基本方針、基本施策、重点施策などを示すもの。 大洲市では、平成 19 年 3 月に第 1 次大洲市総合計画を策定し、現在、第 2 次大洲市総合計画（平成 29 年度～平成 38 年度）を策定している。

	用語	説明
た	大規模改修	経年劣化した建物の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げること。
	建替え／更新	既存の施設を再建設（建替え）すること。
	長寿命化	計画的な保全（修繕や改修）を実施することにより、建物の構造的・機能的な寿命を延ばすこと。
	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する費用であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成される。
	統廃合	統合及び廃止のこと。（例：2施設を統合すると、1施設は廃止となる） 【統合】同様の行政サービスを提供している複数の施設を1つにまとめること。 【廃止】当該施設での行政サービスの提供をやめること。
	特別会計	特定の事業を特定の収入によって行い、その収支を明確にするために一般会計から独立させた会計のこと。 大洲市には14の特別会計がある。（国民健康保険、後期高齢者医療など）
な	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設。
は	PDCA サイクル	PDCA サイクルとは、Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（計画の評価・分析）、Action（計画の改善）の4段階を繰り返すことによって、計画を継続的に改善していく手法のこと。
	複合化	複数の用途の異なる施設を、1つの建物にまとめること。
	普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費のこと。
	普通財産	普通財産は、行政財産以外の公有財産のこと。
ま	まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）	人口減少・少子高齢化の課題を克服し、地方創生を推進するために、「まち・ひと・しごと創生法第10条（平成26年11月施行）」の規定により、地方版人口ビジョンを踏まえて、2015（平成27）年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。
	メンテナンスサイクル	施設の安全性や維持管理の効率性を確保するために、点検→診断→措置→記録→（次の点検）という維持管理の業務サイクル通して、長寿命化計画等を作成・充実し、施設の維持管理を効率的・効果的に進めていく考え方。
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。
	予防保全	障害が発生する前に、計画的に施設の点検・診断等を行い、障害の発生を未然に防止する手法。
ら	ライフサイクルコスト	施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。

大洲市公共施設等総合管理計画

平成●●年●月

発行 大洲市（総合政策部企画政策課）
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1
TEL 0893-24-2111 FAX 0893-24-2228
<http://www.city.ozu.ehime.jp/>